

参議院内閣委員会會議録第三十六号

昭和三十一年五月二日(水曜日)午前十時四十四分開会

委員の異動

四月三十日委員宇垣一成君死去された。
五月一日議長において豊田雅孝君を委員に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君
井上 知治君
井上 清一君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
田畑 金光君
永岡 光治君
吉田 法晴君
高瀬莊太郎君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

衆議院議員

山崎 巖君
古井 喜實君

国務大臣

吉野 信次君

政府委員

法制局長 高辻 正巳君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○憲法調査会法案(衆議院提出)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。

委員の変更についてお知らせいたします。

五月一日、宇垣一成君の補欠に豊田雅孝君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 憲法調査会法案を議題といたしまして質疑を行います。

質疑のある方は御発言をお願いします。

○吉田法晴君 議事進行について、前回質問に入ります前に、資料の要求をいたしましたのでありますが、その資料の要求に、昨年の秋のライフに乗りましたホイットニー氏の、当時に関連をいたします記事、それからマッカーサーの一昨年の誕生日の演説を御提出願うことをつけ加えます。

それは先ほど了承を得たところでありますが、この際、委員長及び委員諸氏にお願いをしたい点であります。詳細は理事会等で御協議をお願いしたいと思いますのでありますが、問題は日本の憲法に関連をいたします。憲法を改正すべしとして調査会を設けられようという御提案が私ども今審議をしております憲法調査会法案、しかも憲法の一か条

二か条ということではなくて、相当広範にわたって検討をしよう。言いかえますならば、新しい憲法を作ろうという動きとさえいわれるのであります。が、従ってこの憲法について検討を加えますということは、これは何よりも重大な問題だと思ふのであります。あるいは国防会議であるとか、あるいは自衛隊関係の二法であるとか、あるいは衆議院において小選挙区制にからます選挙法等が審議をされておりますけれども、問題の重要性から考えますならば、私はいずれの法案にもまさる、日本の国民にとつて重大なこれは法案だと考えます。従つて委員会では慎重審議せられるべきだと思ふのであります。前回の総括質問の際に、総理は、これは憲法の調査はゆつくりやりますし、慎重にやりたい、こういうお話をいたしました。それは調査会でゆつくりやりたい慎重にやりたいということではなからうと思ふのであります。本委員会においても慎重審議をしなければならぬと思ひますが、特に提案理由には、これは自主的な状態で作られたものではない、こういうまあ御説明がございいます。果して押しつけであるのか、私どもが私どもの関係者に伺わなければ、私どもが拝見いたし得るところでは十分でないと思ひますし、私どもが見ます書類では、あるいは記録あるいは当時の関係の人たちの話を聞きますならば、押しつけではない、国民は少くとも押しつけとは受けて取つておらない、あるいは松本案、政府案等

に比べてはるかに民主的なものとして受け取つておられるように思ふのであります。そこでその点について提案者なりあるいは鳩山総理その他政府と争ひましても議論の分れるところであらうと考えますので、当時の内閣総理大臣幣原喜重郎氏においてを願うべきだと思いますけれども、すでに幽霊境を異にしていらつしやいますので、岸蔵松という秘書をしておられ、その間の事情をよく御存じの方が、閣議にも閣僚にも御話しにならなかつたいきさつ事情等も御存じだそうであります。岸蔵松氏をここに呼んでいただきたい。あるいは生きておられる人で、法制局関係の責任者としては、今の最高裁にいられる入江俊郎氏だと思ふのであります。この方も呼んでいただきたい。あるいは吉田茂氏を呼ぶべきだと思ひますけれども、それともうかと思ひますので、これは衆議院議員でございいますけれども、法務総裁もされました鈴木義男氏等も呼んでいただきたいと思ふのであります。日本国憲法制定当時の事情を御存じの方を今二、三あげましたけれども、これは証人として本委員会に呼んでいただいて、事情の真相を本委員会でも明らかにせられたい、これを希望申してはいるわけであります。それからあるいは当時審議せられました人を証人に呼ぶというところであるならば、それも別の機会に御相談を願ひたいと思ひますが、公聴会のごときは当然私は本式に開かれて、憲法、国会法、参議院規則に従つて行われるべきだと思ひます。

重ねて申し上げますけれども、調査会がゆつくり慎重にやるということではこれは憲法の精神に反すると思ふのであります。国民の前で国民を代表する国会において、いきさつにいたしましても、あるいは憲法の真精神にいたしましても、十分明らかにしたのちに、審議をしあるいは質疑を続けるといふことが絶対に必要であらうと思ひますので、国民の前で委員会に對して経緯について証人を呼んでいただく、それから公聴会を開いてもらふということをお願いいたします。

取扱いには理事会におまかせいたしますが、率直な希望だけを申し上げます。参議院の良識に従つて、私はこれだけの重要法案でございいますから、以上の手続をふんでもらうことを信頼をいたします。委員長初め委員諸氏にお願いをいたします。

○委員長(青木一男君) 吉田君に委員長として申し上げます。ただいまのお話の点は、本日委員会終了後の理事会で御相談いたします。

○田畑金光君 質問に入る前に、ただいま吉田君からも強く希望が述べられました。本日の理事会等で公聴会等の開催をすみやかに準備せられて、広く憲法調査の問題に關し学識経験者等の意見を聴取せられるように理事会において取り計はられるよう強く希望申し上げます。

それでは提案者にお尋ねしたいのであります。先般資料として自由

民主党の憲法調査特別委員会が取り上げておる問題についての資料がわれわれの手に配付になったわけであり、この資料をもとにしまして若干お尋ねしたいと思いますが、まず最初にこの自由民主党の中に持たれております憲法調査会、これはどういう構成、性格あるいは任務をもつて作られているのか、この点をまず最初に伺いたいと思います。

○衆議院議員(山崎巖君) 昨年の十一月に自由民主党が発足しました際に、立憲の新政策として憲法改正の問題を取り上げておりますことは田畑君も御承知の通りであります。そこでこの新政策に基きまして、昨年の暮に、党内に憲法調査会を設置いたしました。その人数は、現在の議員五十名をもつて構成をいたしております。なお、この調査会は、従来自由党時代あるいは改進黨時代の調査の一応の結論は出ておりますけれども、この結論は参考にはいたしますが、この結論にこだわらず、新たな観点から憲法問題の全面的な再検討をしたいというのが、この調査会の使命でございます。

○田畑金光君 五十名で構成されておられ、また従来の自由党や民主党における憲法調査会の結論等とはあくまでも独自の立場で全面的に現行憲法の調査検討をなされる、こういう御説明であります。すでに先日配布になりましたこの資料を拝見いたしました。従来自由党あるいは民主党それぞれ調査会が出しました改正案の最大公約数が、自民党の憲法改正に対する基本的態度の内容になっていると拝見するわけであります。今回、議員立法として与党の出されました内閣に置かれ

る憲法調査会を見ましても、委員はちよと五十名である。ことにこの調査会の委員の構成の中に国会代表が三十名置かれますが、その代表の選出等についても、国会の勢力分布にに応じて選出を予定されている。こうなっておりますと、自民党の党内に置かれている憲法調査会というものと、今後内閣に置かれる憲法調査会というものは、形式は異なっているにいたしましても、あるいは任命の系統は異なっているにいたしましても、その実質はならなかったものを期待することはできない、こう私は考えますが、この点について、提案者はどのように考えておられるか。

○衆議院議員(山崎巖君) 先日委員の各位に配布申し上げました自由民主党憲法調査会の調査資料でございますが、これは、もとより問題点の項目につきましましては、大体現行憲法の条章を追ってここに掲げているわけでありまして、しかし、この内容をお読み下さいますと、今まで自由党あるいは改進黨時代の考え方と相当修正を加えた点もあるように思われるわけであります。もとよりこれは問題点でございますが、今後調査会におきましてこの問題点を慎重に検討いたしまして、漸次結論を出して参りたいと考えております。なお、憲法の問題は申すまでもなく非常に重大な問題でございますので、ただ一党一派で結論を出すだけで国民の納得を得ることは適当でないと思うわけであります。そこで今回内閣に特に憲法調査会を設置していただきまして、そこで各方面の世論を十分憲法の再検討の上に反映せしめまして、適当な結論を得ていただきたい、こういう趣旨であります。従いまして、自由民主党がかりに憲法の条章に従いましていろいろの結論を出すことは当然として取り上げていただくことは当然であろうと思ひますけれども、しかし私どもの方といたしましては、わが党の方で出しましたこの結論に決して拘泥するつもりはございません。内閣に置きまします憲法調査会におきまして、また新たな観点でさらに十分な慎重な御検討をお願いしたい、こういう考えを持っております。

○田畑金光君 自民党の中に置かれておるこの憲法調査会の構成員は国会議員のみによつて構成されているわけですか、それともまた学識経験者等の意見等を聴取する別個の準備というのか、あるいは手続等をとっておられるのかどうか。

○衆議院議員(山崎巖君) 構成員の正式のメンバーは現在の衆議院議員のみであります。五十名は、ただ学者を参考意見を聞くために時々この調査会においでをいただきます、いろいろ学者の意見を聞いておりますのもまた事実でございます。それから参議院議員と両方五十名でございますので、その点ちよと先ほど申し上げましたのは訂正させていただきます。

○田畑金光君 学者という、どういふ人の方の御意見をおもに聴取されておるわけですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 別に限定しておるわけございませんで、そのとき、時々問題によりましていろいろ意見をいただいております。

○田畑金光君 提案者の当初のお言葉の中にもありましたように、昨年暮自

民党の発足とともに現行憲法に根本的な検討を加える、これは自民党の政策として掲げられておることは国民周知の事実であります。従いましてこれは党として、あるいは党の国民に対する公約として憲法の全面的な改正を主張されておることはわれわれとしても承知をしておるわけであります。そういう経緯、また政党内閣という立場から考えましても、自民党の中に置かれた憲法調査会が今後さらに具体的な結論を出すであろうその内容というものは、党の大きな政策として、当然政党内閣の使命からいってもこれが実現を期待する、あるいは努力を払われる当然の措置だと、こう考えるわけであります。まあそのように見て参りますと、今回内閣に置かれるであろう憲法調査会に対しては、あくまでも新しい角度に於いて憲法の再検討を要請するにいたしまして、少くとも自民党を代表される委員を通じ自民党の考え方というものが強く内閣に置かれる憲法調査会の中に持ち込まれると私は考えますが、この点はそのようにすなわに受け取つてよろしいと思うのだが、提案者はどのように考えられるか。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま御指摘のように、わが党としましては重要な政策としても憲法改正の問題を取り上げておるわけであります。従いまして党として改正案につきましては慎重に検討を加えて結論を出すということは党の重大な使命だと考えております。ただ内閣に今回設置されるであろう憲法調査会、学識経験者はもとより相当御参加を願ひ、新たな観点から憲法の全面的な検討を加えていただくのがこの調査会設置の目的で

あることは御承知の通りであります。従いましてこの調査会にわが党が出した結論を持ち出して、われわれとしてはこういう考えであるということとはむしろ強く申し述べざるを得ないと思つておりますが、決して党としましてはわが党の考えに是正すべき点があるならば、この新たな内閣に置きまします調査会におきまして是正を願ふことは、これを受け入れるに一向やぶさかでないつもりであります。

○田畑金光君 憲法調査会がほんとうに客観的な立場に立つて現行憲法に批判、検討を加える、そういう公正中立の態度を期待いたされたいと思ひます。ならば、私といたしましては、憲法調査会の構成が国会議員が三十名であり、学識経験者が二十名、この比率についても検討すべき問題があると思ひます。かりにこの比率を認めるにいたしまして、学識経験者についてそれぞれ憲法改正の立場に立つものと、あるいは現行憲法を守るべしという立場の両方がそれぞれ公平に選出されるということは、あるいはまた国会議員の委員にいたしまして、明らかに今日の国会の与、野党の立場から見ますならば、憲法改正と憲法擁護という立場というものは明確になつておるわけでありまして、従いまして国会の代表をされる委員の選出についても、憲法改正の側とあるいは憲法改正反対の側とが同数に選出されるというこの比率が守られることが、今提案者のお話のように、憲法調査会の活動に公正な第三者的機能を期待されるならば当然の措置だと思ひますが、この点はどういふふうにお考えでありますか。

私は各方面の公正な意見をこの調査会によって反映するというのを期待して差しつかえない、こう思っております。

○田畑金光君 憲法調査会の提案理由を見ても、現行憲法が国民の自由意思によって制定されたものでない、こういうことが明確にうたわれておりますし、また今回自民党の憲法調査会の資料によりまして、明治憲法というものも現行憲法というものも、いずれも国民の手になるものではなかったと明確に断定されておられるわけであり、明治憲法が制定された後、従って国民の手によって成立した憲法でないという事は、これは周知の事実であり、提案者は明治憲法と現行憲法とは同じ程度に国民の意思によって成立したものである、こういう評価をなされておられるのかどうか、この点一つ伺いたいと思います。

○衆議院議員(山崎巖君) 明治憲法は制定憲法であることは今御指摘の通りでありまして、この点につきましては説明を要しないと思ひます。現行憲法につきましても、制定の経緯を私どもがしきりに検討いたしますと、「国民に問うているぞ」と呼ぶ者あり、その占領の直後、国民のまあ何と云いますか、虚脱状態にありました時代に、当時の最高司令官の強力な示威によってできたことは事実であると思ひます。従いまして真に国民の自由意思が反映しておるものとは私どもは考えません。従いましてこういう表現をここに現わしておるようなわけであり

○田畑金光君 私のお問いしておることは明治憲法は制定憲法である、これは明らかであり、現行憲法は一体どんな憲法なのか、これは制定憲法と呼んで妥当でないのかどうか、さらに明治憲法と現行憲法とは同一の程度において国民の手によって成立したものである、こういうように断定できるのではない、この形式と手続等の内容、形式と手続を考えたとき、同一の評価で差しつかえないのかどうか、この点をお尋ねしておるわけですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 形式におきましては全然違ふと思ひます。現在の憲法につきましては、政府が提案をいたしまして、国会の意思によって決定いたしました。従いまして明治憲法とは本質において違ふと思ひます。ただ現在の憲法の経緯は先ほど申し上げましたように、国民の自由な意思によって制定されたという事は断定できません。その点が私どもはこういう表現をとった次第であります。

○田畑金光君 そうしますと、現行憲法は制定憲法ではないと、このおっしゃるわけですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 制定憲法ということはどういふ民定かはつきりいたしませんけれども、私どもが今申し上げるように、この制定の経過を見ますと、国民の自由意思が十分にこれに反映してない、こういうことを申し上げておるわけであり、

○田畑金光君 国民の自由意思が反映してない、このおっしゃいまして、それはそういうことになって参りますと、むしろ現行憲法の効力自体を認めるかどうか、ここまで発展する問題だと、こう考えるわけですか。少くとも百余日の日子を費して当時の貴族

院、衆議院において、この憲法が論議をされ審議をされ、さらに修正を加えられた、この事実をお認めになると思ふのです。そうなる参りますと、当然国民の代表である議会において、議会の論議を通じて制定をされた、この議会の論議を通じて参りますならば、明治憲法とはそこには本質的に異なるものがあると思われるわけは見られるわけであり、この点はどうですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 先ほど繰り返し申し上げましたように、明治憲法と現在の現行憲法とはその形式におきましては全然違ふと思ひます。その点は田畑さん御指摘の通りだと思ひます。ただ繰り返して申し上げておるわけですが、あの当時国民のほんとうの自由意思が反映しておるかどうかという点につきましては、私どもは疑問を持つわけであり、国会の審議に相当の期間を費されまして、慎重な御審議があったこと、これまた御指摘の通りだと思ひます。ただその当時の国会の審議におきましても、一々司令官の許可を受けて修正をするというふうな、ああいう時代でございますから、従いましてほんとうに国民の自由意思がこれに反映しておるといふ断定をすることは私どもは非常に困難ではないか、こういう意味をここに現わしておるわけであり

○田畑金光君 当時のたとえば自由党あるいは進歩党あるいは社会党の終戦直後の憲法改正についての資料が出ておられますが、たとえば自由党の憲法改正要綱を見ましても、天皇について申しますと、統治権の主体は日本国家である、あるいは天皇は統治権の継

攬者である、天皇は万世一系である、明治憲法とほとんど変っていないわけですから、またこの間からいろいろ取り上げられております憲法改正の要綱の根本草案の乙案を見ましても同様に天皇が統治権の継攬者である、天皇主権説をとっていることはこれは明らかであります。ところがあの終戦直後の国内の情勢を考えましたとき、すでに政府においても、憲法改正についていろいろ調査会を持つとか、準備手続がとられている。すでにその民間においても、民間の学者を中心として、新しい日本には新しい憲法を持つてこなくちゃならん、こういう動きがはうはいとして巻き起つてきたことは、提案者もよく御承知のことです。われわれのいたしているこの資料を拝見いたしましたら、たとえば高野岩三郎氏の改正憲法草案によりまして、天皇制というものを全く廃止して、大統領を元首とする共和制を取り入れるという意見もあり、あるいはまた高野岩三郎、馬場恒吉、杉森孝次郎、森戸辰男、岩瀬辰雄、鈴木安蔵、室伏高信氏、こういう人々の憲法研究会の憲法草案を拝見しますと、「日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」「天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル」「天皇ノ即位ハ議會ノ承認ヲ經ルモノトス」、こういうふうなことで、これは当時の民間の学者の憲法研究会等においては、現行憲法の主権在民あるいは以上以上の民主的憲法を意図されていることも明らかであります。これは単に一研究会の当時の出された資料であり、ますが、こういう思想というものは、当時の民間を全般的に風靡した傾向である。敗戦の虚脱の中から、国民は新

しい憲法のもとに新しい国を建設しよう。その国はあくまでも平和主義の国であり、あるいは文化国家でなければならぬ。民主主義の国家でなければならぬ。国際協調主義の国家でなければならぬ。こういう世論というものは全国を風靡したとわれわれは見てゐるわけであり、従いましてそのような情勢の中において、なおかつ、天皇制を維持するとか、国体を守るとかいうようなことを、ときの政府がいかに強調しようとも、それは時の流れに抗することはできなかった。たといそこに占領政策の力が加わらなかったといひましたとしても、当時の国民、世論がこれを許さなかつた、われわれは考えるわけであり、まさに松本私案というものは、その当時のなおかつその段階においても封建勢力、旧来の勢力を温存しようとする一部の支配階級を代表した声である。民間学者のこのような声というものは、当時の国民のほとんど全体を代表した声であると、こう考えるわけであり、

そういう点から申し上げますならば、マツカサーの指令があつたという事は、なるほど形は国民の自主的な意思にあるいは沿わないような形をとっているかもしれないが、また別の角度から見れば、国民の意思を代表したと申しても過言でないと思ひます。われわれはそういう実態の中に立つて考えましたときに、政府の言うがごとく現行憲法というものは自主憲法でない、こういうようなことが断じて許さるべき言葉でないとは私は考えますが、提案者にお尋ねしたいことは、私が今申し上げました当時の情勢というものをから判断いたしましたとき

○國務大臣(吉野信次君) 憲法の制定の手續について、今民定ということをおっしゃれましたが、別に法治國として違つた手續はとっておらないのであります。また現在の憲法の内容についても幾多の尊重すべき条項があるということも、尊重といひますか、りっぱな条項があるということも、これは認めますが、ただ私も制定したその当時の環境がいわゆる占領下で、いかにも重苦しい空氣のもとにあつたということだけはこれは事実だと思

のは、むしろ自由な解放された零開氣を心から私は味わったと思うのです。これは多くの国民の氣持だったと私は思う。この国民大多數の氣持が先ほど申し上げたように、民間の憲法學者等の憲法研究会有るいは新しい憲法制定に對する意欲になつてきたと思うのです。ところがあなた方は追放されたときの重苦しい空氣をもつてあの憲法を判斷する、現行憲法を批判するといふことは、私はこれは行き過ぎだと、こゝろ考へてゐるのです。これこそ私は行き

は毛頭ないのでありまして、私は少数ながらもしれぬが国民の一員であることは事實でありますから、そういう者は国民の一員じゃないからこれに対して批評する何がないというようなお言葉はちよつとどうかと思います。

○衆議院議員（山崎巖君） 繰り返えしして申し上げて恐縮でございますけれども、この憲法の制定の経緯を私どもがよく考えてみますると、とにかく何と申しましても、アメリカの最高の政治家の強力な示唆によつてできたことと

願いたい、こういう趣旨でござい
ます。

○永岡光治君　ですから私は一番早い
ことは、この憲法に国民が賛成するか
しないかを投票して、これはいかんとい
うことであれば、それはあなたが言
うようにこれから調査会を作ろうとい
うことも一つの方法かもしれませんが、ま
ず前提が非常に疑問をもっているよう
でありますから、私たち国民はこれに
賛成しているものと思つてゐるのです
から、まず国民に問うべきだと思つたの

思う。

○吉田法晴君 私からちよつと、その
点はこれは總理は調査会を作つて世論
を指導して行くということで、世論は
つては龜田君が質問をし指摘をし
したように、今の憲法がいいという者
と、それから改正をすべきだといふ者
なたたちの意見の者とあり、前の方は
おとしなり何なりは守るべきだとい
う議論が多かった。多少變つて参り
ましたけれども、政府の動向は變つて
りましたけれども、しかし今日憲法を

改正すべきだという議論が、今の憲法がいいという守るべきだという者よりも多くなっているという世論はございませぬ。これは認められたいと思う。従つてその民主憲法なり民主主義を守らうというならば、憲法を改正すべきという議論も、それを政府の方に、すべて行政府に憲法を改正すべきという調査会を設けるのは、これは民意に反するじゃないか、世論に反するじゃないかと、こういうことを申しました。ところがそのとき總理はいや調査会でも世論をこれから指導していくいわば案も考へておられるけれども、行政府で政府でもって憲法改正の方にだんだん持つていくと、こういう意図を總理は明らかにされた。これは民主的ではございませぬ。そういう議論を總理はされたことを、よくあなたは聞いておられたと思うのです。そこで永岡君は今の民意をよく率直に反省して改正すべきという議論が半分以上でなければやめるべきじゃないかと、こういう議論でございませぬ。それについてあなたたちは案がないから先にするんだ、案を作っていくのだと、こういうことで、単に案を作るといふだけじゃないかと、調査会でもって世論を指導していくと、こういうことなんです。そうなりますと、今の世論に従つて、憲法を改正すべきという議論をやめるのじゃなくて、調査会を作るといふのは、民意に沿わないからやめるといふのじゃなくて、少数のとかく憲法を改正すべきというあなたたちの議論を国民にだんだん、押しつけるには言いませぬけれども、指導していくと、こういうことであるかと思ひます。それは憲法を改正すべからざる……民主

主義の原則じゃないかと思うのですが、その辺はどうですか。
○衆議院議員(山崎肇君) 總理が調査会を設けて調査会を通じて世論を喚起するといふ御答弁があつたような今お話をいたしました。總理の御答弁の真意は、調査会とはもとより憲法改正の要否、改正するの必要があるとするれば、その改正点についての結論を出して、これを内閣並びに内閣を通じて国会に報告する、これが調査会の使命だと思ひます。ただわが党としても、また現在の第三次鳩山内閣におきましても、憲法改正はもとに政策として掲げております。従ひましてこの政策を政府なりあるいは党が独自の考えにおきまして世論の喚起をはかるといふことは、これは別個の問題だと思ひます。調査会は調査をしまして結論を出すのが使命でありまして、調査会自体が世論の喚起をするといふことは私はなかりうと思ひます。(總理はそう言つたよ)と呼ぶ者あり。
○田畑金光君 提案者並びに吉野國務相に就いてお尋ねいたしますが、皆さん方の御答弁を承りますと、自主的な立場で、占領も解かれ独立国になつたのであるから、憲法の改正を当然やらなければならぬ、こういう議論の組み立て方でありませぬ。しかし私はそのおっしゃるあなたの方の今とられつつある憲法改正の意図、あるいは憲法改正を決定されるまでの経過、こういうものを振り返つてみたとき、一体皆さん方は自主的な判断でなされておられるのかどうか、これをまず私は伺ひたいわけでありませぬ。と申しますのは、言うまでもなく、日本に対するアメリカの政策転換というものが、一九四七年の

マシーナル・プランの援助計画、あるいはその後のこういう情勢に対処してコミンフォルムの復活、こういう新しい情勢に発して、アメリカの日本に対する占領政策あるいはアメリカの極東政策が變つてきたことは、これは歴史的な事実であります。たとえば一九四八年にアメリカのロイナル長官が、新しい極東における全体主義の脅威に対処して、日本の完全非武装化といふものに再検討を加えて陸軍兵力を建設しなくちゃならぬ、こういう動きから、そもそも憲法の問題についても検討を加えるべきが出てきたことは、これは明らかであります。その後たとえて申しますと、一九五〇年に警察予備隊ができた、要するに朝鮮事態を境として警察予備隊ができたわけですね。あるいはまた一九五二年の四月、サンフランシスコ平和条約が効力を発生した後、その年の十月に警察予備隊が保安隊に発展的に成長していった。あるいは一九五三年の十一月にはアメリカのニクソン副大統領が来て、日本に軍隊否定の憲法を作らしたの、大きなミステークであつた。こうして国内に対する旧保守勢力に対して、要するに皆さん方の陣営に対して憲法改正すべしとたたきつけられたのはだれかといふと、アメリカではありませぬか。占領下において、なるほどマツカースカーの草案というものが形の上において憲法改正を促した大きな力であつたにしろ、しかし今度は一九四七年、四十八年以降の新しい情勢の変化といふものは、アメリカの極東政策の転換によつて、また同じ保守陣営のあなたの方に対して憲法改正をやるべしといふ強い力が加わつてきたことは、これは否

定できないじゃありませんか。たとえてみると、つい三月十八日にダレス國務長官が日本にやつてきた。あのとき新聞記事等をわれわれ拝見いたしました。と、一体日本政府のそれがダレス國務長官に対して、対等の立場において政治、外交問題あるいは日本の政治全体について話し合いをつける人があつたのか、ほとんど全部が、鳩山總理以下小學生のようになつておられる、どこに自主独立国家の立場があるかといふこととです。たとえば当時船田防衛庁長官が、日本の憲法は日本の相互防衛体制を整えるのに妨げとなつておると思ふがどうか、こゝ質問したといふことでありますが、それに対してダレス國務長官は、日米の關係が片務的なのは現行憲法のもとでは当然であらう、しかし私の考えとして、子供がおとなになれば、これに合はして洋服を大きくしななければならぬ、こゝういふうなことを承つて喜んでおる。あるいはまた日本は現憲法のため海外派兵はできないであらう、あるいはまた日本にそういう防衛力は期待しない、こゝういふ言葉を漏れ承つたといふので非常に喜び方をしておる。ところがアメリカに帰りましたダレス國務長官は、日本滞在二十六時間ほど気持のいい旅行はなかつた、こゝう喜んでおる。こゝういふうないきさつを見たとき、提案者やあるいは吉野さんがどのように自主的な憲法を主張されましようとも、皆さん方がアメリカの強い要請に基いて、もうこゝまで、二十一万五千名の自衛隊をふやしてきて、もはやこれ以上何ともしようがなくなつてきた、こゝで憲法を改正しなければ、もうこ

れ以上ごまかすわけには参らぬ、こゝういふ実情の中から、実態の中から、皆さん方は今憲法改正を取り上げられておるのです。これは歴史的な事実です。國民はだれでも承知しておるのです。あなたただです、自主憲法云々などと言つておられるのは、(そんなことはないよ)と呼ぶ者あり。こゝういふうなことはあなた方は、自主憲法だなんておかしな話だと思ふのだが、この点についてどう提案者並びに吉野國務相はお考えになるのか。
○衆議院議員(山崎肇君) 終戦後、國際情勢の非常に変化したことは、ただいま田畑さんの御指摘の通りだと思ひます。ただ今回のわれわれが調査会を設けて憲法に検討を加えるといふのは、何ら外国あるいはアメリカ、その方面からの要請に基くものじゃございませぬ。われわれ独自の見解におきまして、従来のこの現行憲法の制定の経緯並びに過去九九年の実施の状況にかんがみまして、今日こそまさに現在の憲法に再検討を加える時期に來ているこゝういふうな課題の下にやつておるのであります。
○國務大臣(吉野信次君) お話しのようにならうと外圍の勢力に左右されるといううなことは絶対ございませぬ。幾ら微力であつてもこゝういふことはございませぬ。
○廣瀬久忠君 ただいま、自由憲法などと言つておられるのは政府及び提案者のみだといふ話がありましたが、私はやはり自主憲法の主張者でありまして、私が自主憲法といふことを主張するのは、もちろん私はアメリカには少しも關係ありません。現在の憲法自体を見て、どうしても獨立國としては自

分で憲法は作るべきものだ、憲法をよ

その示唆によって、占領時代によその

司令官の示唆によって作ったというま

まに放っておけないのみならず、実際

今までの憲法の施行の実績から見て

も、わが国の実情に合わないものがあ

る。であるから私は自主的に判断をし

て憲法を改正すべきだ、こう私は思っ

ている。それで私は自主憲法を主張し

ておるのであって、決して自主憲法

を主張する者がアメリカに追随する者

だというふうなお考えがあるならば、

私はこれに対して強き反対をするもの

でありますからその意味を申し上げ

る。(千葉信君「委員長々々」と述べ

る。「あわてるな」と呼ぶ者あり。千

葉信君「これがあわてずにいられる

か」と述べ。笑聲)

○千葉信君 委員長は今質疑の時間と

してこの憲法調査会法案に対する質疑

を続行されているのですか。今の御発

言は討論にわたっていると思うのです

が、委員長はこういう発言に対しては

やはり委員会の運営上十分留意して取

り締めてもらいたい。だれに質疑を

やっているのですか。

○委員長(青木一男君) 私は関連の問

題と認めて発言を許しました。

○千葉信君 委員長、何を言うのです

か。関連しての質問ですか。何の質問

です。だれに対する質問です。

○委員長(青木一男君) 私は提案者に

対する質問だと思っております。

○千葉信君 質問じゃありませんよ。

あれを質問だと思つて聞いているので

すか。そんな判断では委員会は運営で

きませんよ。(あんまり人の言うこと

を一々取り上げて言つては困るよ)と

呼ぶ者あり。質疑の最中だというのに

委員長気をつけて運営して下さい。

○田畑金光君 自主憲法期成同盟会の

廣瀬会長から貴重な御意見がありまし

たが、そのような御意見を承りまし

ても、なおかつ私の疑問は解けない

し、私の疑問であるよりも、これは嚴

然たる事実でありますから、これはい

かに提案者や政府当局が弁明せられ

うとも国民はこれはそういうような釈

明は聞きません。それで……(吉田法

晴君「委員長々々」と述べ。

○委員長(青木一男君) 今質問を続け

ておりますから……。(笑聲)

○田畑金光君 まあ私は委員長にこの

際一言だけ希望申し上げておきます

が、それは関連質問としてお受け取り

になったかもしれないけれども、先

ほど千葉委員の御質問のように、関連

質問ではなくむしろ討論と申します

か、一つの立場の意見の表明でありま

すから、こういうようなことは今後の

議事進行においては十分注意されるこ

とを強く要望申し上げます。

○吉田法晴君 議事進行について。委

員長は今あれは質問だ、こういうお

話でしたが、質問ですか。これは常

識的に考えてみて自主憲法云々とい

う話しかれども、自主的ではないで

しょう。アメリカ側からこういうこと

があったじゃないか、こういう質問を

提案者並びに政府にされた。政府及び

提案者からそれぞれ回答があった。と

ころが勘違いをして自主憲法調査会

すか、ということでも廣瀬氏からこれ

が釈明があった。釈明ですよ、あれは

と言つた。それは廣瀬さんの発言

も自由。しかし委員長が、提案者なり

政府に質疑をしている際に勘違いをし

たときだけ釈明をお許しになるとい

ことは、これは当を失っているじゃない

か、こういう意見を申し上げているので

す。いやあれは質疑でございませう——

これをそのまま私も見逃すわけにい

かない。ですからその点は質問だ

と思つて発言を許しましたけれども、必

ずしもそうでもなかったようだが、今後

注意いたしますというならわかりま

す。(笑聲)

○委員長(青木一男君) 吉田君に申し

上げますが、私は関連質問と心得て発

言を許したので。ただ私は発議者に

対する質問と思つておりました。ただ

そのところが明瞭を欠いたと見えて

ただ答弁がなかったから……。(笑聲)

○吉田法晴君 そういう強弁をしない

でやりましょうや。だれが考えてもこ

れは釈明をされたのですよ。廣瀬さん

が釈明をされたのは自由ですけれど

も、委員会としてはその発議者なりあ

るいは政府に対する質問の途中、勘違

いをされて釈明をされる、そういう点

は強弁をしないで、質問だと思つて

おつたけれども、どうも答弁がなかつ

た——そんなばかな話があるもので

か。(笑聲、「進行々々」と呼ぶ者あり)

そういう点は今後注意いたしまし

う、こういうことで一つお進めを願

いたい。委員長どうですか……。

○田畑金光君 委員長に一つ十分に御

留意を願うことにいたしました。一つ

今後審議の過程においてはいろいろ問

題も出てきましようから、この点は十

分に委員長は公正な立場で議事の運営

をはかつていただきたい、こう私も強

い希望を申し上げます。

そこで一つ提案者、吉野閣務大臣に

お尋ねいたしますが、あなたの方のお話

を聞いておきますと、さっぱり私の質

問する実態に対する答は出ていないの

です。すぐ自主的な手続きをとってい

るとか、過去九年間の経験に照らして

と、こうおっしゃるのです。過去九年

間の実績に照らしてとは何のことで

しょうか。過去九年間の実績、それを

一つ具体的に二、三の例をもつて示し

ていただきたいと思うのです。

○衆議院議員(山崎巖君) お手元に差

上げておきますのが憲法調査会

の資料をごらんになりますと、そこ

に問題点が各条章にわたつて掲げてあ

ります。こういう点をこそ私も過

去の経験にかんがみまして検討を加え

たいという問題点であります。これを

一々御説明申し上げることは貴重

な時間をあまり費費しますので差しひ

かえますけれども、これをごらんにな

りますと私は明瞭になると思ひます。

○田畑金光君 この点についてはまた

後日さらに具体的にお尋ねいたします

るが、たとえば天皇の問題について一

言だけお尋ねしておきますと、現行憲

法の象徴という表現はいかにも翻訳的

であり、意味がはつきりとしていな

い。独立国である以上は、君主国と共

和国たることを問はず、何人が国の代表

者であるかを確認するのが常則である

にかかわらず、この点について現行憲

法の規定はなほ不明確である。で

ありますから、この点は要するに象

徴という、このシンボルという言葉に

ついて、これはもう少し実体あるいは

表現ともに一致するようなものに変え

ていきたい、これが提案者並びに今日

の政府与党の考え方と思ひますが、こ

の点に關しまして一体これは象徴とい

う言葉がまずいとおっしゃいますが、

まずければどんな言葉が、じゃ一番実

体にふさわしいのか、こういうことに

なつてきようと思ひます。今

世間では元首、こういうものに政府与

党は変えて行こう、こう言われている

わけでありませう。すでに昭和二十九

年の十一月五日、当時の自由憲法調査

会の出されました「日本國憲法改正要

綱」を見ますならば、天皇について

「一、天皇は日本國の元首であつて、

國民の總意により國を代表するものと

する。」「こうなつてゐるわけであり

ます。」「國民の總意により」、こうい

うところで主権在民、國民主権説をから

くも維持されてあると思ひますが、皆

さん方はこの象徴という言葉を變えよう

とおっしゃるのだが、それははつきり

申しますと、天皇は日本國の元首、こ

ういうものになさうというお考えだ

と思ひますが、どうでしょう。

○衆議院議員(山崎巖君) この調査表

にも出してありますように、天皇の

章につきましては、調査会の基本方針

は、國民主権の原則をいささかも變更

するものではないと思ひます。一部の

人が憶測するやうな、明治憲法下の天

皇の地位を復元するやうな考えは毛頭

ございませう。天皇を象徴者とする

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

か、あるいは天皇の地位を強化する

という言葉があまり適当じゃないじゃないか、何かいい言葉を発見したいというので、今調査会としては慎重に検討しておる段階であります、まだ結論は出ておりません。

○田畑金光君 元首というものにするかどうか、あるいは元首という言葉がいろいろな解釈を生むので、調査会としては検討をさらに進めておられるというお話ですが、何か非常に調査会としては世界各國の憲法等も調査なされておるようでありまして、広く憲法学者等の意見等もお聞きになっておるようであります、シンボル、象徴という言葉はほかに、適当な名称等が浮んできまして、一つ教えてもらいたいです。

○衆議院議員(山崎巖君) 各國の憲法につきましても比較検討を今いたしておりますけれども、元首という言葉を使っておる國も数カ国ございます。しかし、ただいま申し上げるようには、元首という言葉が非常に誤解を生みやすいのでありますから、この元首という言葉は避け得るならば避けたい。しかしそれにかわる名称につきましてもまだ検討中でありまして、結論は出ておりません。

○田畑金光君 いや、検討中の段階であつても相当真剣に研究なされておられる皆さん方でありまして、この象徴という言葉はもう不明確でまずいというところは断定を下されておるわけでありまして、元首というものは、それよりはまあましだという程度だとするならば、何かもう少し妥当な言葉等が出ておるのかどうか、検討の組上にのせられておるのかどうか、この点一つすなわち、いづれ憲法調査会がで

きるとするならば、皆さんの意見はさうらに出てきましようから、まあ一つ現在の検討の段階において組上にのせた言葉があるならば聞かしてもらいたい、こう思うのです。

○衆議院議員(山崎巖君) きわめてすなおに申し上げておるつもりでありまして、まだ実際のところこれにかわるべき適当な言葉を発見いたしておりません。一部の議論には、象徴という言葉でいいじゃないかという議論もあるくらいであります、そういう段階でございます。ただ國の代表者をはつきりするという点につきましても、相当意見が進んでおるようには私は考えております。

○田畑金光君 自民黨の調査資料を拝見しますと、この天皇についての小さな第二項目に、「国事行為の調整」として、そのうちには「天皇が対外的に國を代表することを明らかにする」、こういうようなことが載せられておるわけでありまして、そういういたしますと、代表となつて参りますならば、今の憲法の用語といたしましては元首というやうなことが通例のように見受けられるわけでありまして、そういうことになつて参りますと、天皇が対外的に國を代表する、その明確になされる点については、国事行為の中にも相当調整をされるやうでありまして、当然これは憲法用語として元首というやうなことになつてくるのじゃないか、こういう工合に

見えておりますが、どうでしょうか。○衆議院議員(山崎巖君) 各國の憲法を見ましても、必ずしも元首という言葉によつて、その地位の者が國を代表するということになつてない憲法もた

くさんございます。また元首という言葉が、先ほども申し上げましたように非常に誤解を生みやすい点がございますので、避け得るならば避けて、他の言葉を用いたいということで検討を続けております段階でございます、元首という言葉を必ず使うということは今考えておりません。

○田畑金光君 今の御答弁にありますが、通し、各國の憲法でも必ず國を代表するから元首という言葉を使つていない、そういうやうな事例が多々あるというわけでありまして、今の日本の憲法のもとにおいてそれが國を代表する、これは確かにいろいろ学説もあるかと思つております。しかし、現行憲法のもとにおいて内閣総理大臣が諸般の政務を統括すると、こういうやうな現行憲法の仕組みがどこにまづ点があるのか。さらに私たちの危惧することは、これも旧自由黨のときの憲法改正要綱を見ますと、天皇の権限というか、あるいは国事行為というか、これを非常に強めておると、そうして政府の権限をそれだけ弱める、あるいは行政府の権力を強めて議会の権限を弱める、こういう一貫した思想によつて貫かれておるわけでありまして、

そういうやうなことをわれわれが見てとつたとき、今皆さんの憲法改正の意図される方向というものは大体推察つくわけでありまして、こういうやうな点から見ましたとき、今何を好んで、象徴という言葉についてもうすでに十年の日子が経過いたしました、憲法學説上いろいろな側面もあるやうであります、象徴という言葉によつても一つの定説ができて、こういう時期になつて、何を好んで今新

しく天皇の問題について再検討しなくちゃならぬか、こういうやうなことを私は疑うわけでありまして、昭和二十一年の一月元旦、正月元旦でありましたが、天皇は人間宣言をなされた。神格をみずから否定された。この点について、これは現行の憲法の建前からいつても当然のことだと、こう考えております、この人間宣言、天皇がみずから神格を否定された、この点について提案者やあるいは吉野國務相はどういうやうにお考えになつておるか、これをお尋ねいたします。

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇の章につきましても私どもが検討を加えております点は、お手元に差し上げました資料によつて明瞭だと思つておりました。元首という言葉については慎重な検討を要するということも、ここに掲げた通りでございます、私どもはここの天皇の章について特に検討を加える必要があると思つておる、一國の代表者が現在の憲法では天皇であるのか、内閣総理大臣であるのか、その点でも明瞭を欠いておるわけでありまして、従いまして、今、田畑さんの御指摘の通りに、學説としては、日本國は元首なき民主國であるとか、あるいは共和制であるとかいろいろの説すら出てきたわけでありまして、こういう点につきましても、私どもは一國の代表者をはつきりすることは必要ではないか、その点に実は主眼を置いて現在検討を加えておるわけでありまして、国事行為の調整につきましても、先ほども申し上げましたやうに、天皇に行政上の実権を強化するという趣旨では毛頭ないのでございまして、現在の第七条

の規定をあらんになりますと、非常に規定がまちまちに相なつております。こういう点を調整を加える必要があるのじゃないか、こういう点を検討を加えまして、そういう点は、私は憲法改正の場合には相当慎重な検討を要する一つの大きな問題点ではなからうかと思つておるわけでありまして。

○田畑金光君 天皇神格化との問題……

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇の神格化につきましては、昭和二十一年の元旦でございます、発布されましたお言葉によりまして、私どもはこれが適当であると思つております。

○田畑金光君 ただいま提案者も天皇の人間宣言、神格の否定については適当であるというお認めであるとするならば、これは私重大な問題だと思つておる、去る四月の二十九日に、これは天長節の日ですか、學校によつては皇居遙拜あるいは天皇陛下下臨、こうして天長節を祝つたやうであります。祝つた學校もあるのです。ちょうど昔の天長節の式典と同様な雰囲気と同様な気持ちにおいて皇居遙拜をやりあるいは天皇万歳を叫んでおるやうであります。これに對しまして、清瀬文相は一日の記者会見で、祭日の皇居遙拜は差しつかえない、こういうやうな考え方を明かにされておるやうです。これに對して提案者は人間宣言を肯定されることいたしますならば、こういう皇居遙拜とか天皇陛下下臨、旧戦時体制あるいは軍国主義日本のもとにおいて見られたやうな雰囲気というものを今日なお、民主憲法のもとにおいて天皇が象徴にすぎない、象徴であるという現行憲法のもとにおいて、こういう行

の規定をあらんになりますと、非常に規定がまちまちに相なつております。こういう点を調整を加える必要があるのじゃないか、こういう点を検討を加えまして、そういう点は、私は憲法改正の場合には相当慎重な検討を要する一つの大きな問題点ではなからうかと思つておるわけでありまして。

○田畑金光君 天皇神格化との問題……

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇の神格化につきましては、昭和二十一年の元旦でございます、発布されましたお言葉によりまして、私どもはこれが適当であると思つております。

事を肯定されるかどうか、あわせて私はこの点は吉野大臣も明確に一つ、政府の閣僚でありますからお答え願いたいと思います。

○衆議院議員(山崎巖君) 現行憲法下におきます天皇の地位は国民統合の象徴であります。従いまして、国民統合の象徴たる人間天皇の誕生日に当りまして国民が祝意を表する、その祝意の形が、今御指摘の通りの形だと思ひますが、この祝意を表することにつきましては、私は何ら差しつかえないと思ひております。ただこれをせひやれとか、あるいはやっちゃいかんとかいうようなことは行き過ぎだと思ひますけれども、独自の見解におきまして、祝意を国民が表するというにつきましては、何ら私は差しつかえないものと思ひております。

○国務大臣(吉野信次君) 私も神格化とか何とかいうことはわからないのです、実は……法律的にどういう意味を持つておられるのか、神格とおっしゃるの……ただ私も今お話をすることは新聞で見ているだけでございます。これは別に政府としてそれに對して何も、きめたことも何もございせんので、ただ、今の憲法において国民の象徴として、お祝いの意を述べることだ、これは一向差しつかえないことだ、ただその形式がいかに悪いかということ、これは私は私にはわかりません。

○田畑金光君 あなたは神格という言葉がどういう意味かわからぬというの、あなたほどの人がわからぬはずがないじゃありませんか、明治憲法のものにおける天皇というものは、皇位というものは皇祖皇宗からこれを受くという要するにこういう考え方の天皇と

いうものを私は神格と、あるいは明治憲法のもとにおける天皇、こういう考え方で質問しておられるので、それをあなたからぬというようにすることを申されるのは、とほけておられるとおもうので、明治憲法のもとにおける天皇、こういうことを私は申し上げておるわけでありませう。

そこで提案者にさらにお尋ねします、象徴であるからして、国民が祭日に遙拝をするというようなことは、これはあえて差しつかえないのじゃないか、これはなるほど、清瀬文相も教育委員会の許可があれば、こういうようなことを言っておられますが、こういうようなことがだんだんとこれは風潮になつていくのです、これは教育委員会が認めればという一つの限定的な解釈をとりながら、だんだんこれが幅を広げられていく。これが一つの既成事実としてだんだん広げられていく、やがて皇居遙拝、これが憲法改正、こういう考えと一つに軌をなして、国民は、形は強制でなくても、実質的には強制、こういうことになつてくるわけですから、一体なぜ天皇節の場合遠く皇居遙拝をしなればならぬか、これが天皇神格化のそのときの何じやありませんか、遺風じやありませんか。これは要するに国民に土下座を要求するこの根性の表われじやありませんか。今どき民主憲法のもとにおいて、それは象徴というものは確かに国民統合のよりどころである、あるいは精神的なものがれである、まあそういう親しみを表現するのが象徴であると思ふのです。それに對して土下座を要求する、最敬礼を要求する、そういう人格を、人間

する傾向に連なるこういう傾向というもの、これは、国民統合の象徴である天皇のためにも、あるいは今後の日本の民主主義のためにも芳ばしくない行き方だと思ふのです。こういうようなことが、もしこのままの形で放任されるならば、行く行くは形は強制をとらなくても、実質は強制をする、こういう道に通ずると私は考えるわけです。どうですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇が国民統合の象徴であります以上は、その誕生日に當りまして国民が祝意を表するということ、私は決して差しつかえないことであると思ひます。これを私は禁止すべきものではないと思ひます。教育委員会が独自の見解におきまして、どういふ形か知りませんが、祝意を表しますことを許しますことは、これは教育委員会として適當な措置であると思ひておるわけでありませう。

○田畑金光君 祝意を表するといふことは、祝意の表わし方に問題があると思ふのです。あなた方は事実を御承知でしょう。天皇節であるならば、總理大臣以下あるいは国会の代表等が皇居に行つて祝意を表しているではありませんか。あれで十分天皇の天皇節を祝う国民の祝典の、国民の気持というものは、国民を代表する政府を通じて明らかに示されておると思ふのです。こういうことが一つ一つ重なつていくならば、これは昔の日本の姿というものを再び再現するという危険が伴うと私は見ておるわけです。天皇や皇后が地方に行幸あるいは旅行される。國民が集まつてきて旗を振る、万歳を三唱する、これはいいでしょう、國民のお

のすから湧き起る気持ですから、これはいいいと思ふのです。また天皇の誕生日に總理あるいは国会の代表が皇居の招きに応じて皇居に行つて祝意を表する。これで私は國民の気持というものは十分表れておると思ふのです。これは憲法のもとにおける象徴天皇に對する國民の儀礼としては適當な行き方だと、こう思ふのです。それをさらに全国の學校に、あるいは特殊の団体に、こういう祝典の日だつてだんだんそういうようなことを、たとえ教育委員会の許可があればという限定されたものであるといつても、これが普遍的な行事になつていく危険を十分はらんでおるのです。まあそういうことを考えたときに、あなた方の天皇の問題に對する今後の規定というものは、これは當然元首とか、あるいはさうに天皇の閣下行為をふやしていく、こういうことによつて天皇の主権、いや天皇の元首、こういう規定によつておのづからそれを強調なさるの、当然これは國民の主権というものに、あるいは國民の基本的人權に對する制限に發展することは明らかになつてくるのです。これは今の憲法のもとにおいて、今の天皇の規定のもとにおいて、全国で皇居遙拝をするようなことは行き過ぎだと思ひます。これは人間宣言をされた天皇の氣持にも反すると思ひます。先ほどの考え方について提案者は、先ほどの考え方についてもう少し反省する氣持はないかどうか。

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇の章につきまして、國民主権の原則をいささかもゆるがすものではないといふことは、たびたび繰り返して申し上げた通りであります。従いまして、天皇の地位の強化をはかるということは、私も毛頭考へておりません。元首の言葉につかまして、今慎重に検討を加えておる段階でございます。従いまして、ただいま御質問のございました天皇の誕生日に當りまして國民が祝意を表する、國民統合の象徴たる天皇に對しまして祝意を表する、国会議員も宮中へ行つて祝意を表し、また國民個人々々が祝意を表するといふことは一向差しつかえないことであると思ひます。その形式の問題であります、これは地方の教育委員会等できめるところでございます、こいつを政府でどういふふうにしるというふうなことは、私は行き過ぎだと思ひますけれども、教育委員会のやり方について、これはまかせてよろしいものではないか、こういうふうには私は考へておるわけではあります。

○吉田法晴君 ちょっと関連して。この天皇誕生日に國民がどういふ祝意を表しようとも、これはまあ問題ではない、それはその通りだと思ふのです。ところが、學校です、學校で生徒を集め、そしてあるいは皇居遙拝をさせる、これは先生である校長がやらせるわけですね。それから前の天皇節の歌を歌い、それから天皇陛下万歳とやらせる。そういう學校行政のあり方、しかも、それについて教育の責任者である、政府の責任者である清瀬文相が、天皇誕生日に皇居遙拝が行われたと聞くが云々、教育委員会の許可があればと書いてありますけれども、行なつても差しつかえない。従つて新聞の見出しは、皇居遙拝かまわぬ、こういうことに出でくる。ですから憲法調査会法の提案者である山崎さん以下

自民党の皆さんにお尋ねすることでは
なくて、政府に尋ねる、先ほどから田
畑君も政府に伺っておったと思うので
す。政府としてこういう文相の談話、
あるいは校長がそういう皇居遷葬な
り、あるいは天皇誕生日に、人間にな
られた天皇誕生日の祝方について画
一的な、あるいは前の憲法時代によ
うな祝意の表し方をやっておるのかま
わぬ、こういうことを文相が言うこと
がいいかどうか、これは私は問題にな
ると思うのです。問題になると思いま
す。前の憲法をもち出すまでもござい
ませんけれども、前の憲法第三条には
「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と
書いてある。これは、憲法義解であり
ますから、有権的な解釈だと思つて
すが、この法律上の無答責という点も
ございしますが、そのほかにこういう言
葉があります。「恭て按ずるに、天地
剖判して神聖位を正す。蓋天皇は天統
惟神至聖にして臣民群類の表に在り。
欽仰すべくして干犯すべからず。」云々
と書いてあります。「天皇ハ神聖ニシ
テ侵スヘカラス」という前の憲法の意
味の中には、条文の中には、法律上の
無答責というのがありますけれども、
しかしそれは普通の人間と違つたのだ、
国民と違つたのだ、こういう意味も書い
てある。その普通の人間と違つて、欽
仰すべく云々という点で、全国の子供
に皇居遷葬をやらせる、画一的にやら
せる。そこに私は問題があると思つて
います。そしてそれについて一つの学
校、あるいは二つの学校、あるいは町村
でそういうものをやらせた。それにつ
いて、これは例外であります。この場合
は例外でありましようけれども、それ
についてかまわぬと清瀨文相が語るに

おいては、これは教育行政として、政
府の責任に因連をいたします。そうい
う点について、これは政府を代表して
出てきておられるのだから、先ほど天
皇誕生日の祝意の表し方については問
題はあると言われましたが、それに
因連して吉野園務大臣の所見を一つ明
確に御表明を願いたい。

○園務大臣(吉野信次君) これは私が
申し上げるのがいいのかわるか、あれ
ですが、田畑さんのおっしゃったよう
に、神格として、天皇を神格として、
もとへ戻すような意味で遷葬をする
ということであつたら、これは行き過ぎ
だと思つたのです。また、そういうこと
を学校なりあるいは団体に對して奨
励、指示をするということなら、これ
は問題にならうと思つた。ただその
地方の学校で、その教育委員会が判
断して、お話の通り教育行政の問題と
して判断して、どういう形で祝意を表
するかということのこれは問題だらう
と思つた。それはその判断でやっ
て、私はそれをいけなかつたといひ
うことを言うには、もう少し具体的
な資料がないと意見は述べにくい
です。つまりこれは神格としてやれと
か、あるいは皇祖皇宗の何としてやれ
ということならば、これは問題であり
ましようけれども、ただ、国民の象徴と
してお祝いをするというだけのこと
でございしたら、具体的にのやり方とい
うものについての何がございませんと
いうと、私もどうもそれに対していい
とか悪いとかいうことを述べることは
できない。しかし、お話の御心配に
なつておるような意味で、全国の学校
なりあるいは団体なりにそういう神格
としての天皇というものに祝意を表す

るという旧時代の慣習を指示、あるい
いは助長せしめるというようなことで
あれば、これは私はよろしくないと思
います。

○吉田法晴君 明らかな点は、学校で
校長なり何なりが画一的なやり方、皇
居遷葬なり、あるいは前の天皇節の歌
を歌わせる、これは明らかです。もう
一つ、それについて教育委員会の許可
があればいいこととすけれども、交
相は差しかねないと言われた。そこ
を問題にしておる。どういふ意味で
そこでやるかということ、これは新聞
記事にございせんから、そこは明ら
かでありませぬ。しかし、私は民主主
義のもとにおいては、とにかく画一的
に皇居遷葬をやらせる、あるいは前の
天皇節の歌……前の神格時代の天皇
地位をたたえたものです。あるいは誕
生日を祝つたものです。それが天皇節
の歌です。それを画一的にやらせたと
いうことは、やっぱり前の憲法時代の
考えを押しつけたということになりま
せんか。子供にです。何もわからぬ
子供に押しつけたということになる。
それも問題だけれども、それを一國の
文部大臣がそういうやり方を差しか
ねないと言ふことについては私は問題
があると思ふ。重ねて明らかな点だけ
について政府を代表してあなたにもう
少しはつきりしてもらいたい。私は問
題だと思ふ。

○園務大臣(吉野信次君) 私の答弁は
さっきのことで尽きておりますので、
それ以上のことは、これは具体的にのこ
とがわかりませんと私は述べざる限りで
ない。文相はまた文相でどういふ御見
解で、どういふ事実に基づいて言つた
か、私は承知しております。

○田畑金光君 この点は吉野さん、文
相が直接文部行政の責任者であるか
ら、これは別の機会に譲りますが、た
だわれわれとして考えられることは、
今日までそんな事例はなかったん
です。ほとんど天皇節で皇居遷葬、こ
ういふうな行事等は、儀式の内容等は
見受けられなかつたですね。ところ
が、はつぽつ今年あたりから出てく
るというところ、ここに私は問題がある
と思ふ。そうしてはつぽつ今年から出
てきた。これは自民党の皆様が強引に憲
法の改正だの、あるいは小選挙区の断
行だの、こういう古い方へ古い方へと
時代を逆転させる、そういう波に乗
つて方々の学校にこういうことが出て
きたところの問題があると思ふ。これは
巧みに時の権力は、決してこういうよ
うなもの強制はいたしませんよ。し
かし、しないけれども、その実体は徐
徐にそのようにしむけていくんです。
そこに私は問題があると思ふ。この点
についてはまあ別の機会に清瀨文部大
臣にお伺いすることにしてまあ一つこ
の点は、なお後刻の質問に問題を残し
て、保留しておきます。

○委員長(青木一男君) 暫時休憩し
て、午後一時三十分より再開いたし
ます。

午後一時三十分より再開いたし
ます。

○委員長(青木一男君) 午後一時五十分開会
を再開いたします。

午前中に引き続き憲法調査会法案
に對して質疑を行います。

○永岡光治君 まず私は、少し基本的
な問題に若干触れて質問をしてみたい
と思ふのですが、憲法改正のための調

査会を作ると、こういう考え方のよう
ですが、もともこれは、当初は政府
の提案で、内閣提出で調査会というも
のを作つたらどうかという意向があり
まして、それはしかし憲法の第九十九
条の建前からいって、政府及びこの公
務員というものはこれを守らなければ
ならないという義務を負わされてい
る立場ではないか、そういう関係で鳩山
総理は当初考へておりました内閣に
作つても差しかねないのだというこ
の意見について、強く私たちは反対を
いたした結果、今日のように議員立法
という形で出てきたのではないかと、こ
ういふようにまあ解釈をするわけで
す。そうしてみますと、憲法改正とい
うものは、主権在民という、こういう
観点から考へましても、当然これは、
もし今提出されておるような趣旨でこ
れがかりに設置されるといたしまして
も、政府の機関ではなしに、国会の機
関として作るべきが当然ではないか、
こう考へますが、この点はどういうよ
うに考へておりますか。

○衆議院議員(山崎巖君) 今回の提案
は、政府提案でなくして、議員提案に
相なつておりますのは、二十二国会
の先例もございするし、その先例を
踏襲したにすぎないのであります。また
自由民主党といたしましては、先ほど
も申し上げましたように、憲法改正に
ついての再検討をすることが政策の中
に重要な部分として掲げておるのであ
ります。従ひまして、自民党の提案と
いふことは、何ら差しかねないこと
であると思ふわけでありまふ。今御
質問の中に、九十九条があるから政府
がこういう調査会設置の提案をするの
は適当じゃないか、こういう

調査会を作ると、こういう考え方のよう
ですが、もともこれは、当初は政府
の提案で、内閣提出で調査会というも
のを作つたらどうかという意向があり
まして、それはしかし憲法の第九十九
条の建前からいって、政府及びこの公
務員というものはこれを守らなければ
ならないという義務を負わされてい
る立場ではないか、そういう関係で鳩山
総理は当初考へておりました内閣に
作つても差しかねないのだというこ
の意見について、強く私たちは反対を
いたした結果、今日のように議員立法
という形で出てきたのではないかと、こ
ういふようにまあ解釈をするわけで
す。そうしてみますと、憲法改正とい
うものは、主権在民という、こういう
観点から考へましても、当然これは、
もし今提出されておるような趣旨でこ
れがかりに設置されるといたしまして
も、政府の機関ではなしに、国会の機
関として作るべきが当然ではないか、
こう考へますが、この点はどういうよ
うに考へておりますか。

○衆議院議員(山崎巖君) 今回の提案
は、政府提案でなくして、議員提案に
相なつておりますのは、二十二国会
の先例もございするし、その先例を
踏襲したにすぎないのであります。また
自由民主党といたしましては、先ほど
も申し上げましたように、憲法改正に
ついての再検討をすることが政策の中
に重要な部分として掲げておるのであ
ります。従ひまして、自民党の提案と
いふことは、何ら差しかねないこと
であると思ふわけでありまふ。今御
質問の中に、九十九条があるから政府
がこういう調査会設置の提案をするの
は適当じゃないか、こういう

調査会を作ると、こういう考え方のよう
ですが、もともこれは、当初は政府
の提案で、内閣提出で調査会というも
のを作つたらどうかという意向があり
まして、それはしかし憲法の第九十九
条の建前からいって、政府及びこの公
務員というものはこれを守らなければ
ならないという義務を負わされてい
る立場ではないか、そういう関係で鳩山
総理は当初考へておりました内閣に
作つても差しかねないのだというこ
の意見について、強く私たちは反対を
いたした結果、今日のように議員立法
という形で出てきたのではないかと、こ
ういふようにまあ解釈をするわけで
す。そうしてみますと、憲法改正とい
うものは、主権在民という、こういう
観点から考へましても、当然これは、
もし今提出されておるような趣旨でこ
れがかりに設置されるといたしまして
も、政府の機関ではなしに、国会の機
関として作るべきが当然ではないか、
こう考へますが、この点はどういうよ
うに考へておりますか。

御見解がございましたけれども、私も、私どもとしては、政府が憲法改正につきまして検討いたしますことは、何ら九十九条に違反するものとは考えません。現行憲法を順守することは、むしろ政府の責任でございますけれども、その改正についての検討を政府が考えますのは、一向差しつかえないと思います。また国会におきまして、これを内閣に置きました理由につきましては、先ほど申し上げたと思いますが、これは民間人を同列に委員として加えます調査会でございます。国会にはそういう先例もないこととでございます。むしろ内閣に置く方が適當であろうと、こういう観点から内閣に設置することにいたしました次第でございます。

○永岡光治君 これは今までの質問でもしばしば触れたことであります。が、やはりこの内閣の付属機関ということになります。今回のような小選挙区制の法案に見る通り、これは明らかに調査会の答申がどうあると、しかもその調査会に対する運営についてもしばしば論議されております。よりに政府の意向が非常に強く出ておる。そういう関係から見ても再び轍を踏んでははならないと、そういう意味から、政府の付属機関ということとは、これは極力避けなければならぬ。やはり国民の代表である国会の意思としてきめるということが、特にこの基本法を定める使命を負うておる調査会ですから、そういうふうに私は政府の付属機関ということとはきわめて適當でないと思う。そういう意味で、これはもしかりにあなた方が作るということと主張されても、政府の付属

機関でなく、国会として設けるのが非常な至当な立場ではないかと私は思う。それでなくして政府でいいんだというところが、私にはまだどうも納得できないのですが。

○衆議院議員(山崎巖君) 今回の憲法調査会法案の内容といたしましては、今御指摘の通りに政府に調査会を持つておることに相なっております。これは先ほどの御質問にもお答えしましたように、民間人も相当構成のメンバーに重要視いたしておるわけでありまして、こういう民間人と国会議員と同列な調査会を設けますことは、国会においては適當な欠くものではないか、また前例もそういう前例はございません。そういう関係で政府に置くことにいたしましたのでありますが、しかしこの調査会は、申すまでもなくその運営は民主的のルールに従いまして、自主的に調査をするということに相なっております。むしろ政府から諮問等を出すわけではございません。憲法の問題につきましてまず改正の要否から検討を加えて、そして改正の必要とするという結論になりますれば、具体的に改正案の内容について検討を加える、こういう次第に相なると思うわけでありまして、そういう点から考えても、政府に置いたために決して行政府の意見が強方に反映するということには、私も絶対にならないと思っております。またそういう運営をさしてはいけな

い、こういうふうなことを考へておるわけでありまして。

○永岡光治君 だから、今も山崎さんの方から御答弁がありましたように、政府の意向がこれに反映されては困るのだと、こういうお考えがあればある

だけに、その前提に立つならば、私はやはり政府の付属機関として作るべきことは至当でないと思う。これはあらゆる調査会というものの過去の経験で、そういうおそれがあることは実績として物語られておるわけです。とりわけ憲法の第九十六条の各院の議員の三分の二以上の賛成で国会がこれを発議すると、こういう建前をとっておるところから見ても、当然これは国会の中に置くべきだ、国会の付属機関というならば、これは諮問ですから――この調査会というのは諮問機関であるわけです。これが最終決定になるわけじゃないのですから、とりわけそういう意味では民間人を入れていくのはないかというけれども、これは数

の構成についても私、相当意見を持っておりますので、後ほど触れたいと思っておりますけれども、そういう意味からいいますけれども、そういう意味からい

たしまして、これは国会の付属機関として、そういう政府の付属機関から離れてやるべき筋合いのものだと、私はこう考えます。その点についてどうもやはり山崎さんの答弁では、あなたがそういう政府の意思が反映しないように、自主的にやるのだから、政府からいろいろ干渉を受けては困る、厳にそういうことは慎まなければならぬという前提に立つならば、なおさらのこと私は、政府の付属機関でいいという理論は成り立たないと思う。極力そういうおそれのあることは避けなければならぬ。国の基本法でありますから、私はそういうふうなことを考へる。その点についてどうもあなたの答弁では非常に私は納得がいけないと思うのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 永岡さんの重ねての御質問でございますが、この調査会は大だいでも申し上げましたように、調査会自体で自主的にまた民主的に運営をいたしまして、適當な結論を出すということに相なっております。これは繰り返して申し上げる通りであります。

○委員(青木一男君) 今の永岡さんの御質問の中の重要な質問の御答弁が漏れておるようですが、政府から諮問案が出るのかどうか、その点のお答えがないのです。

○衆議院議員(山崎巖君) これは先ほどの御質問にもお答えいたしましたと思いましたが、省略をいたしましたのでありますが、別に政府から憲法改正の要否あるいは改正点いかなんという諮問を出すものではないと思いません。調査会自体が憲法改正の要否並びに改正を要すると思えばどういふ点を改正するか、調査会自体の結果に待つのであります。

○永岡光治君 この法律案を見まして、これは国会に直接報告するわけではないでしよう。内閣を通じて国会に報告するということも考えても非常に疑問のある形式をこれはとっております。だから、国の基本法ですから、とにかく無理して通しても、国民が従わなければ、これはほんとうの憲法の權威というものは保てないです。そのことを私たちは非常に心懸するわけです。従って、もしあなた方が強行されました、そういう形式をとるべき筋合いのものじゃないか。何も政府はこれに一つもタッチする必要がないじゃないか。その調査会が何か研究するということならば、直接これは国会に報告し、国会がそれをどう処理するかというのをきめるべきでありまして、この間において政府は何らの干渉がましいこと、あるいはそれのおそれのあるような印象を受けるような方法をとるべきではない、こう私は考えます。ですから、これは他のものとはちよつと違いますから、特に私はその点があたの説明ではおかしいじゃないか、これでは政府の付属機関として調査会を作るといふことは従来政府にそういう実績がなければいいが、そういう実績がある。またそのおそれが非

常に強いのです。とりわけ絶対多数を持つておれば——そういう横暴なやり方を今日まで私どもは、いやというほど見せつけられておる。小選挙区法しかり。国民の世論をこらんなさい。党利党略の法案を数の力で通そうとしておるといって、大きな反響を受けておる今日の段階じゃありませんか。こういう考え方からするならば、私はやはりこれに政府はタッチすべきでない、こう思う。

○衆議院議員(山崎巖君) 永岡さんの御心配でございませうけれども、この内閣を通じて国会に報告するというこの条文の考え方は、要するに内閣を経由して国会にありのまま、なまのまの報告をする、こういうふうな私どもは考へておるわけでありまして、その間、内閣がそれに手を加えて適当に調査会の意見を修正をして国会に報告する、こういうことは絶対に考へてないのでありまして、従いまして、ただいまの御心配のようなことはせられなくてよろしいのじゃないかというふうに考へております。

○永岡光治君 それはもちろん手を加えるということはおそらくできないだろと思う。だから、政府はそういうことにすらタッチしないのがいいじゃないかというのが私の主張です。とするならば、それは政府の付属機関であるから政府を通じて国会に報告するという形式をとるのだと思う。そういうものであるならば、国会に報告するということの主眼は、政府なんかは国会に報告されたものから写しでももらつて、こうきまりましたということをお承わつておけばいい筋合いのものなのですから、何もそういうおそれのあ

ることをする必要はないじゃないか。むしろ内閣を通つたりするというようなことをすると、自然、政府の付属機関ということがやはり気になりますから、政府の付属機関からはすべきであると思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 内閣を通じてと申しますのは、事務手続の問題でございませうから、決してこれを重く考へる必要はないと、私は考へるわけでありませう。調査会から直接に国会に報告するというのも、行政機関の構成の上から問題があると思ひますので、ただ内閣を通じて、それを経由してということ、きわめて軽微の意味で、ありのままを国会に報告する、こういうのが趣旨じゃないかと思ひます。

○永岡光治君 ですから、これは国会に置けば何もそういうことはないわけですから、だから国会に置きなさいというのが私の主張です。政府の付属機関として置くから、そういうやつこしいことがでるのだから、そういうおそれのあることは極力避くべきじゃないかというのが私の主張です。しかしこれはあなたと大分見解の相違があるように思ひますが——續いて私はその内容に構成の中で、三十名は国会議員で、二十名は学識経験者といひますが、いろいろ民間人も入れることになつておるわけでありませうが、五十名というのはどういうところ根拠があるのですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 別に、五十名にきめましたのは、はっきりした根拠はあるわけではございませう。重大な問題についての調査会の先例等もありまして、五十名というのは二十二国会に出したのも同様の案になつておるので、それを踏襲した次第であります。

○永岡光治君 それでは、今あなたは五十名というのはどういうふうな割り振りをされるのですか。具体案は全然ないのですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 法文でございませう。三十名は国会議員を内閣から選ぶ、それからあとは学識経験者でございませうが、これは各界の憲法についての権威者といひますか、あるいはまた憲法に直接学識がなつても、全体の問題についていろいろ学識経験を持つておられるような方、そういう方面から選考せられるものと私は思ひます。今、具体的に、それでは学識では何人、財界から何人、労働関係から何人というふうな割り振りは、まだ考へておりませう。

○永岡光治君 全然割り振りは考へておらずに五十名置くとしても、これは内閣が指名されることになつておるすね。政府が選ぶのでしよう、五十名を。それごらんない、政府の意向が非常に強く反映しますよ。

○衆議院議員(山崎巖君) 形は今御指摘のように内閣でこれを任命する——内閣でこれを任命するといひのは、慎重な手続を経まして、内閣総理大臣獨自でやらないという建前、特に内閣に任命権を持つてきたわけでありませう。しかし実質的には、この調査会が、先ほど申しましたように、自主的に民主的に運営せられるような方法で人選がなされるものと期待いたしまするし、そういうふうに私もいたし、ましては外部から協力をいたしたいと考へておる次第であります。

○永岡光治君 たとえ自主的に運営するにしても、政府の意向が反映するように入員の構成ができたなら、ほんとうの意味での国民の意思というものは通じないわけですよ。そうでしょう、政府が自分に都合のいいような人を選ぶことができるのだから、それは極端なことではあるいは遠慮するかもしれませうが、しかし、大よそ政府の方の考へに近いという改正案を答申するであらう人々を選ばれるおそれは、明らかにこれは出てきておる。これはあなたが先ほどから自主的に自主的にと言ふが、それは形式的だけじゃないですか。自主的に政府の意思の……、自主的といひのは名前であつて、内容は、政府と党といひますか、政府の考へておるような、そういう意見を出すような人で構成されて、自主的にきめたんだからいいんじゃないかというふうな、非常に一方的な答申案が出てくるというところはこれで明らかにするのですよ。その点については、あなたは抗弁の余地はないと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 委員の人選につきましては、今お示しのように、非常に慎重を要する問題だと思ひます。ことに、先ほど田畑さんの御質問にお答えしたと思ひますが、この憲法の問題につきまして、初めから国論が分裂するようなことになることは、厳にこれは避けたいと思ひます。従ひまして、私は心から、実は従来反対の立場にあられる方、政党方面におきましては、皆さんの御所属の社会党方面におきまして、あるいはまた学識界におきまして、従来憲法改正反対の立場の方方もございませう。そういう方

方まで御参加を願ひまして、ほんとうにこの憲法が今後どうあるべきかというところを真剣に御検討いただきたい、これが私どもの構想であり、希望であります。

○永岡光治君 それは希望であつて、政府として任命する限りは……過去に実績がなければいけません。私は直接今、目の前に出て国民から非常に大きな非難を買つておる小選挙区制調査会の構成を見ておらんない。それは今日あのようなむちやなことになした一つの大きな原因になつておるのです。どう抗弁してみても、政府が任命するといふことになれば……人それそれ色がつくのは、これは当然ですよ。非常にこの点は大きな問題点です。これはどうですか。委員長から答弁を求めて下さい。

○国務大臣(吉野信次君) 今の、内閣の方の任命の方法についてのお尋ねでございませうから、差し上げます。先ほど申しました通り、そういうふうなこちらの現在の政府が自由自在に思ひまになるような人選では、せっかくこういうものを作つても意味がないから、そういうことはいたしません。先ほど申しました通り、各方面の、つまり公正な意見が反映するような任命の仕方をとらなければならぬ。そういう御心配はないと思ひます。

○永岡光治君 その心配はないと言つても、心配があるのですよ。それは言うだけであつて、現実にはそうならぬのだから、その点で国民は非常にそれであるわけですよ。ですから、むしろそういう構成を政府がかりにやる場合で

れば大んな構成になる。またその無理じいをしてくるような答申をするような人を選んでくる。これをチェックすると言うけれども、チェックする実績がないじゃないか、過去において。世論の前に非常に反省して、これはいかんというところで反省するなら別ですが、そういうことをやっていない現在の内閣が任命する。この法律が通ればこれは今すぐにでもできる、任命するのですから。そういう答申を出されたら、国民は、とにかく權威あるのだから、調査会という權威を一つ持たせるのですから大へんなことになるわけです。ですから私は、内閣に置くことはそういう点から言っても穩当ではない、慎重を期し得ざる措置である、こう思うわけです。しかし、これについては、あなたは答弁しても、おそろく私の質問に対しては答弁のしようがないと言うのですが、まあ別にまたあらためてやりますが、そこで改正の範圍の問題になつてくるわけですが、一体この自民党で今出されておけるこの案を見ると、いろいろ出されておりますが、私は基本的に考えて、この現在ある現行憲法ですが、この基本を流れておる基本の精神を改めるとした場合、これはその場合には憲法の改めじやなくして廃止ですよ、廃止して新しく憲法を作るといふような、こういう形式を踏まなければならんのじゃないかと考えておりますが、その点はどう考えておりますか。流れている精神を根本的に破壊するものは改正じゃないというのですよ。私は廃止、新設という形をとると思います。

○衆議院議員（山崎巖君） 現行憲法改正の限界の問題につきましては、たび

たび当院でも御議論があったわけでございます。私も今再検討いたしまして、基本的考え方といたしましては、この現在の憲法に流れております基本的原則、すなわち民主主義並びに平和主義、基本的人権の尊重、この三大原則につきましては、これもこれを要する意図は持つておりません。ますますこの精神を伸ばしていき、こういう考え方でございます。従いまして憲法改正のいわゆる限界点の問題に私どもは触れることはないと考えておる次第でございます。

○永岡光治君 基本的人権の尊重、これはもう明らかに主権在民というこれに通ずる問題だと思ふのですが、これを破壊するものは——これを改正するということとは、この憲法の精神に反するから、改正の範圍外といふのですか。そこまでは触れられない、こういうふうに解釈をしておいていいですね。念のためその点をまず一応確認をしておきたいと思ふ。

○衆議院議員(山崎巖君) 基本的人権の尊重の原則はあくまで堅持したいと考えております。

○永岡光治君 そういうことであります。私は次にお尋ねいたしたいんですが、先ほど来、わが党の同僚議員である田畑君からいろいろ質問されておられて、その中で、山崎さん、吉野さんの方からいろいろ答弁がありまして、この憲法は国民の自由なる意思に基いたものでないからというように、この憲法が何でできたか、どういふねらいを置いてできたかということまで私たちが当時を振り返って反省してみなければならぬと思ふ。時日がたて

ば、当時の聖意といふことが切実感といふものは、これはなかなか人間の常として忘れがちな。しかしこの憲法の精神は、再び日本の悲劇を生んだあのような事態を起してはならぬというところに流れておる精神が私にはあると思ふ。これのみです、基本は。そこから、一体どうしたいかということから、平和が出て来、民主主義が出て来、基本的人権というものがやっぱり出て来るわけですね。あの雰囲気、あのときの気持といふものを私たちが十分ここで考えなければならぬ。従つて、そう考えますと、憲法の第九條はこれを明確にうたつておると思ふ。事のかんを問はず戦争といふものを一切否定する、こういう精神だと思ふ。そういう精神だと思ふ。自衛そのものの権利といふものは認めます、自衛権といふその権利といふものは認めるであります。しかしその自衛権の發動としての戦争、これは認めていないというのが、私たち憲法第九條の精神だと思ふ。従つて、そういうことであればならぬと思ふ。この点について山崎さんはどういふようなお考えでありますか。

○衆議院議員(山崎巖君) 憲法第九條につきましまして、いろいろ数年にわたりまして国会におきましても論議のありまします。永岡さん御承知の通りであります。私もこの憲法第九條は、この第一項の精神はあくまで堅持していかねばならぬ点、永岡さんと全然同感であります。ただ第二項につきましては、私どもの解釈をいたしましては、自衛権に基

く自衛力は当然この憲法第九條の否定するものではないと思ひますけれども、ただこの解釈につきましても従来いろいろ議論がござりました。その点を憲法改正の場合にはつきりさせたい、これがわれわれの考えであります。従いまして、平和主義の原則にどうも私は違反するものではないと確信をいたす次第であります。

○永岡光治君 これは、前項の目的を達成するために、とにかく陸海空軍その他の戦力は一切放棄すると書いてある。だから陸海空軍は、事のいかんを問はず、とにかく国際紛争解決の手段としては永久にこれを放棄する、こういうことになつてゐるんですから……。

しかもその第九條は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という前提があるわけですね。前項の目的を達成するためには陸海空軍その他の戦力は保持しない、国の交戦権は一切認めない、こういうことが精神。これは一体、こういう条文をうたわざるを得なかつた、よつて来たところのゆえんのもの何かという事です。それは自衛のためであらうとも、たとえ自衛という名を冠せようとも、戦争による悲劇といふものは非常に甚大である。ことに今日の原水爆あるいはそういう非常に莫大なる人命を一日にして奪うような兵器の生れおしまひだといふ前提があるんです。前項があるわけですね。従つて、そういう意味から考えましたならば、これは自衛であつても全滅してはおしま

い。だからそういう戦争に至らないようにあらゆる手段を尽して、平和的に物事を解決しなければならぬ。そういう、こういうのが第九條の精神だと解釈するわけです。その私の解釈に間違いがあるかどうか、間違いがあれば御指摘をお願いしたい。

○衆議院議員(山崎巖君) もとより、憲法九條の精神は、侵略戦争を否定し、平和を希求する点におきましては、これは御指摘の通りだと思ひます。ただ国に自衛権があり、その自衛権に伴う自衛力の行使といふことは、私どもは憲法九條第二項の否定するものではないと考えております。これが現在の政府の解釈であり、またわが党の解釈であり、またわが党の解釈であると思ひます。

○永岡光治君 端的に、私の考えは間違ひであるかないか、間違つておるなら間違つておると明確に言つてもらいたい。正しい考えであるならば正しい考えである……。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま御説明しましたところによりまして御判断を願へば、私は当然わかると思ひます。

なお、憲法の条章の解釈の問題でありますから、念のために法制局の高辻次長も見ておられますから、高辻次長から政府の見解を説明願うのが適当じゃないかと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま山崎先生からお話がありました点につけ加えることもないと思ひますが、山崎先生の仰せられました点につきましては、なお敷衍いたしますれば、ただいま問題になっておりますのは、現行憲法の解釈がどうかということもござい

ます。ところが、それよりも、今後の憲法調査会で調査、研究した結果、その憲法をいかなる方向に改正をするのか、その必要があるとすればどういふように持つていくかといふことの御議論について出た問題だと思ひます。その際、平和主義と、そういう何かある種の武力を保持することが相矛盾することになりやしないかといふのが、お尋ねの根本ではなかつたかといふふうに思ひます。それは私も必ずしもそうは思ひませんが、平和主義といふことがございまして、同時に不正な侵害がかりにありました場合に、それに対して正当防衛の拳に出るということ、これは必ずしも平和主義といふことと相いれないことではなかつたかといふふうに考えるわけでございます。これはしかし、私が申し上げたいことかどうかとは思ひますが、そういう趣旨に立ちますれば、平和主義と、かりに正当防衛をするための何らかの措置をとる必要があるという判断のもとにおいて憲法の改正を考へるということ、必ずしも平和主義と矛盾することではなかつたかといふように考えていいのじゃないかというふうに思ひます。

○永岡光治君 そうすると、私は率直に具体的に例をあげて申し上げますが、平和主義といふのは、戦争が起きること、自衛であれ何であれ、それがかかることは平和でないと思ふのです。その点はそれはやっぱ平和で平和であるかどうかといふことです。

○政府委員(高辻正巳君) 世の中に戦國の狀態が発生するといふことは、これは平和でないことだと思ひます。しかし國の基本の政策といたしま

して、平和を尊重していくということ、それから一国に対して侵害があり、また防衛する場合、それを必要の最小限度において防衛する、それを守ると、侵害を除去せよということとは矛盾するものではないというふうに考えるわけですか。

○永岡光治君　ですから、その自衛というに名をかりて、自衛をするために、不正の侵略、急迫の事態ということをしれば鳩山さんは言っておられますが、そういう理由のもとに——むしろそういう事態といえども、平和的に別な方法をもって解決した方が日本に何ですね、全国民の生命を一瞬にして奪うような戦争にならなかつたであらう、こういうことが当然今日の社会では予想されるわけですが、防衛のためにはいいということでは始めの結果、全国民の生命を奪って全国民に至らぬでも相当の、多数の国民の人命を殺傷してしまうということになれば、これはこの精神にはその意味では反するのじゃないかと思うのです。

○政府委員(高辻正巳君)　仰せの点は私もそうだと思います。そうだと思いますと申し上げるのは、世の中からの戦闘というか、平和に反する現象が生じないようになるところが根本的な、国、一國の政策として考えなければならぬことは当然だと私は思います。従って何らかの紛争が生じました場合には、平和的にそれを処理する、これは当然だと思います。しかしそれはこのために全力をあげるということにもかかわらず、何らかの侵害があるという場合、その侵害を除去するということは、平和主義と矛盾することじゃ

ないだろう、こう申しておるわけですか。

○永岡光治君　その侵害を除去するために予想し得ざる——何といいますが、大殺戮が起つた、その可能性が非常に強いのです、最近の近代兵器から考えますならば、そういうことになれば、これは当然それは平和ではないじゃないか。そのあれですよ、善意ですね、善意でもって、そう考えているのかもしれぬけれども、結果は平和にならないのだから、そういうようなあり方というものは、それは平和主義でないじゃないか、これはもう明らかにこの憲法の精神と矛盾した精神じゃないかということをおっしゃっているのですか、その点は認めませんか。どうですか。

○政府委員(高辻正巳君)　でございます。すので、ただいまでもお話がございまして、たゞいままでお話をかりてと、それからまあ自衛をやつたつもりがどうとう侵略になるというようなことがありまして、これはもう絶対に避けるべきだと思ひます。いますが、しかしそれにも——それはそれといたしまして、この平和主義を國の政策として掲げておつても、そこに侵害が生ずるというところは、これは絶無だとは言えない。まあ非常に言葉を極言して申し上げますが、そういう場合に、その侵害を防止するということが平和主義とは矛盾するということ、それは少くも言えないのではないかと。その点に限つてはどうも確信を持って、そう繰り返して申し上げざるを得ないと思ひます。

○永岡光治君　そこがやはり問題なんです。いかに善意であつても、いかに

善意であらうとも、そういう結果大殺戮を起し得る事態がわかつたらどうします。この前の戦争で明確になつたわけですよ。おそらく私はあの当時の軍閥といえども、あるいは政府の要人といいども、今日の敗戦に導びこうというところで戦争を始めたものじゃないかと思うのです。おそらく自衛ということに名をかりて——事実そういうことでやつたのですから、また私たちの同僚もそういうところで皆戦争に行つたのですから、日本の國のためにということ、善意で行つたのです。これは結果はあの敗戦を導いて大へんなことになつたのです。だから善意であらうとなかろうとにかかわらず、これは戦争を起す事態は一切やめなければならぬ。従つてそれは自衛であらうと何であらうとも、とにかくに武器を持つということとはそういう予想を生むものであるからして、絶対にこれは反対すべきであるということがあの精神で、私はあの憲法の第九條に規定されたと思うのです。ですから、そういう意味では、あなたがどう言われても、それは善意であらうと何であらうと、そんなことは問題じゃないのです。幾ら善意であつてもだめなんですよ。腹切つて死んだつて、その死んだ國民は生き返えられないのですからね。敗戦という事態は元に戻らないのですからね。ここなんです、問題は。こういう問題になれば、善意でないのです。だから、いかに善意であつても、こういう事態を起すからして、これは第九條としては——主権在民、こういう精神に基いて、平和主義、自由主義、人權の尊重というところであの憲法ができたのですから、私はこの第九條に手

触れるということとは、もうはやこの基本的この精神を、憲法を抹殺する改正である、これは、だからもう廃止をして、新しくそういう憲法を作るといふ手続をとらなければならぬ、これは私は考えざるを得ないと思うのです。だから九條には触れられないのじゃないかというのが私の主張なんです。これはどうなんですか。

○政府委員(高辻正巳君)　ただいまの点は、憲法改正の限界の問題にからんでのお話のようでございます。要するに平和主義というもののつとつての憲法の規定を絶対にいじることがもう限界に達するかどうか、いやそうではなくて、その基本精神といひますか、そういうものは残しておいて、先ほど来申し上げたような点だけに手をつけろ、という論のいかに問題だかという、限界にはない問題でございますが、これはまあ御承知のように、學者の間にはいろいろの議論がございまして、その限界と申しましても、それは國民主権といふことの一点こそがまさにそうであらうという論もございまして。そうではなくて、平和主義といふようなこともそこに入るんだという論もございまして。しかしその論を今申し上げる必要はないと思つておりますが、問題はこの九條の一項と二項に分れておる一項についてはこれは先ほど山崎先生も仰せに、なりまして通りに、これに觸れる意思はないということがお話に出ておりました。ところで二項に關連しての問題でございまして、そこで二項の問題に關連しまして、ただいま先生が仰せになりましたように

に、およそ侵害があつた場合でも、それに対して侵害を排除するというような措置をとること自身が、人類に対する非常な悲劇であるから、その場合にはそういうことをすべきでない。むしろそれを徹して言へば、そういう場合には無抵抗で向うのなすがままにすればいいんだということも一つの考えかと思ひないわけではございません。しかしそうではなくて、やはり平和を念とするけれども、そういう場合には必要の最小限度において防衛をするということが必要であらうという考えも、これはやっぱり成り立つのじゃないかと思ひます。それはまさにそういうことに対する認識の問題だと思ひます。問題は改正についての段階の話でございますので、それがどちらがいいかということはおしこいで申し上げるのは差し控へることといたしますけれども、その点は私はこの自衛に——自衛といふか、正当防衛的な意味における平和主義といふものに矛盾するのではないだろう。ところでただいまもお話がありますように、太平洋戦争等の例をお引き出しになりますけれども、ただいま申し上げておりますのは、まさに不正な侵害があつた、その侵害を除去するに必要な限度の防衛でございまして、あの過去の悲慘なる例と対照して直ちに同じようにお考えになるのは、ただいま私が申し上げているその防衛の問題とは違つた問題であらうと私は思ふのであります。

○永岡光治君　まあどう考えてみても、この憲法の生れた一体この基本はどこにあつたか。あの敗戦を反省して、この憲法は再びあのことを繰り返さ

おります。

○永岡光治君 その主張の違うという
のが紛争ですか。それとも何か向うの
方で、どうもあいつは言うことを聞か
ぬから、一つ何かやかましく言つて軍
艦でも出そうか、たとえば日本とある
一國との間に——私はそういうことは
ないことを信じ、またそういうことは
なからんことのためにこの憲法ができ
て、そのためにあらゆる全力をあげよ
うという精神だと解釈するのですから、
まあそういう事態は起らぬようになる
ことを私は念願し、またそれに努力
するわけですが、今、具体的につき
つめて考えてというのをよくあなた
方言われますから、そういう意味で私
言ふのですが、ある一國がたとえ日
本に——どうもこういう例をとるの
は適当でないが、ある問題が起きて、こ
れはどうも向うが言うことを聞かぬ
と、日本もそれは困るという、ある問
題についての日本の主張が通らぬ、
通らぬ場合に向うは、けしからぬか
ら、日本に一つ軍艦でも派遣しようか
といったときには、それは国際紛争な
のですか、そうでないのですか。

○政府委員(高辻正巳君) ちよつと、
憲法九条の条項上の文言の解釈になり
ますので、私が答弁するのをお許し願
いいたのですが、国際紛争と申します
のは、ただいま山崎先生からお話があ
りましたように、一國と他國——それ
は他國は複數でもけっこうございま
すが——との間に主張の対立がありま
して、その間に解決すべき紛争とい
いますか、そういうものがある状態を言
うものだと思います。従つて、
そういう状態があります場合に、先ほ
ど山崎先生からお話がありましたよう

に、そういうものは戦争の手段に訴え
ないで、もう平和的に処理をするとい
うのは、まさに平和主義のつとめた
法則であるかと思ひます。しかし、た
だいま途中までのお話のように承わる
わけでありまして、向うから何かしか
けてきた。武力をもつて、実力をもつ
て侵害を加えてきた。その侵害を除去
することそのことは国際紛争を解決す
ることそのことではないというふう
に考えております。

○永岡光治君 その国際紛争のそれ
は、解決のために向うはやつてきたん
ですよ。それは国際紛争じゃないん
で。すか。

○政府委員(高辻正巳君) であります
から、この兩國の間に主張の対立があ
る。その主張の対立がありました場合
に、それを戦争の手段に訴えて解決を
はかるといふのは、これは旧来の、古
来の国際法上は実はそういうことが認
められて——と言つて語弊がございま
すが、そのために戦時国際法なんか
が發達してあるわけでございます。し
かし、なるほどそういう紛争がありま
す場合に、相手國がその紛争を解決す
るために、戦争の手段に訴えてきた。こ
ちらから言へば侵害を加えられた。そ
の侵害を——特にこちらが恩の根を
められるかもしれない、そういう場合
に、その侵害自身をとめる限度にお
いて防除するということが、国際紛争
を解決するということではない、こうい
うふうで考えます。

軍を押し立てて攻め上ろうかなんとい
うことではないんですよ。よりどころは
みな国際紛争なんですよ。ところが、
この第九條の国際紛争を解決する手段
としては、戦争と武力の行使を放棄す
ると書いてあるじゃありませんか。二
項がただしということであれば別で
すよ。

○政府委員(高辻正巳君) 今、その一
項の問題だけに關連してお答えを申し
上げますが、確かに国際紛争が兩國の
間にあると、その場合に、憲法九條は
むろん内法でありますので、先方の
國を拘束するわけにいきませぬから、
先方の國がふらちにもその国際紛争を
解決するために、武力をもつてわが國
に臨んできたという場合に、なるほど
それは国際紛争を解決するために向う
がやつたに違ひありませんけれども、
こちらとしては、その紛争を解決する
のではなくて、実は目前に迫つておる
危険を除こうというのであります。

し上げるのではなくて、国際紛争とい
うのは、先ほど申し上げたようなこと
そのことであると、これはもう疑ひの
ないところであると、こう思ふわけ
であります。

○永岡光治君 だから、それはやはり
學者としての非常な識見といひます
か、国際紛争といふのは、一連のコー
ス全体が国際紛争なんですよ、こま
ま話し合ひの段階なんですよ、ま
かつたら来るから、これはもう国際
紛争ではないのだと、こういう解釈を
しておるわけですが、そういうことにな
るから戦争は放棄しなければいけない
のだと、もう戦争といふのは、事の
いかんを問はず起つたら大へんとい
うのがこの精神です、何回も私は申し
上げるけれども……そういう意味がこ
の第九條にうたわれておるものである
からして、この第九條の二項といふもの
は、前項の目的を達成するためのた
だし書ではないのですから、ただしこ
れだといふことなら、あなたの方の主
張もあるいは通るかとも思ふけれど
も、それを解決するのは国際紛争の解
決なんですから、国際紛争の解決のた
めに武力を用いてはいかぬ、国際紛争
の解決のために武力を使つてはいかぬ
と……こままでは国際紛争だ、あ
とは侵略だ、そんなことはいいです
よ。それは一連の国際紛争の全体の概
念ですよ。だから、そういうものを解
決するために戦力を使つてはいけな
い、従つてそれを達成するために陸海
空の三軍を持つてはいけないうふう
に、第九條の精神を解釈しなければ
いけない。あなたの方どんなに識見を弄
してもだめですよ。やはりそれは国際
紛争であつて、こままでは国際紛争

で、ここから先は侵略だといふような
ことではないですよ。

○政府委員(高辻正巳君) どうも識見
といふと、もう少し詳しく申し上げ
るを得なくなるわけですが、私は識見
を申しておるつもりはほんとうにない
のでございまして、この九條の一項と
二項との関連においておつしやつてお
るようございまして、二項の解釈論
につきましても、これは確かに世に上
る議論がございまして、そういうこ
とがございまして、先ほど山崎先生
も仰せになりましたように、憲法の変
更といふ場合には、それが一つの大
きな問題であらうといふふうには仰せ
られておりますので、この九條の解釈論
を今申すよりも、実は国際紛争を解決
するといふ言葉でこままではさか
うといふことについて、限界の問題を明
かにされようといふのが御趣旨のよう
でございまして、九條二項の解釈論
にはあえて私言及しようとは思ひま
せん。思ひませんが、国際紛争と申し
すのは、これは、どう見ても一國と他
國との間の主張の対立があつて、その
主張の対立したやつを、平和的な手段
によらずして、武力によつてそれを解
決するのはいけないうのだといふのが
第一項の現われであるのは、これは明瞭
であると思ひます。

それからなお、平和主義一般につ
いての問題でございまして、先ほど山崎
先生が仰せられましたように、九條は
まさしく憲法の根柢にひそむ理念の現
われであらうと思ひますが、第九條に
とまらず、平和主義といふものは、
これはどうも要な話を持ち出して恐縮
でございまして、カントの永久平和論
といふような本を見てもわかりますよ

うに、一國の平和というものは、根本は民主主義の組織を作ることであるといふふうに言っておりますように、それからまた、現行憲法を見ましても、前文から眺めて参りますと、やはり主権が国民に存在する、そして民主的な統治形態を作り上げることと、平和主義と無関係ではございません。むしろ極めてその有力な現われであるといふことも言えると思ひます。従つて、九条だけに限定してやる必要もないと思ひますが、しかし、九条に端的に現われておることは間違ひございません。しこうしてその九条の一項に最もその精神が現われておると思ひますが、そこにおける「國際紛争を解決する手段としては」という意味では、先ほど申し上げた通りで、他國からの現実の侵害、その侵害があつた場合にも、なおそれを是認して、場合によればくたばつてもやむを得ないという趣旨ではないといふふうに思ひわけであります。

○永岡光治君 この論争は、またいずれは次の機会に明確にいたしたいと思ひますが、ただ、今明確にわかつたことは、平和主義、民主主義、基本的人権の尊重、こういうものの改正に觸れるといふことは範圍外であるといふことだけは明確になつたようであります。従つて、今後はもし憲法調査会がかりに設置されて、それが論議されるという場合であります。これについては触れられないといふことは、これも是認されておる。従つて、その一休平和主義、基本的人権の尊重といふものは何かといふことに——条文の何かといふことにこれから論議が、今後論議が進められるに従つて私は發展して参ると

思ふ。そういう意味で、次に譲りたいと思ふのでありますが、そこで一つこの際、自民党で考えられております構想といひますか、ここにも出ておりますことについて、これはあれですか、自民党の方では、この全部を改正したいと、こういう考えなのか、それともこの点は特に重要だから、この点は特に改正しなければならぬと考えておるか、その辺の考え方を最初聞いておきたいと思ふのです。

○衆議院議員(山崎肇君) お手元に差し上げてあります資料は申すまでもなく、これは憲法を検討いたします場合の問題点を擧げたものに過ぎないのであります。従ひましてこの問題点についてどういふ結論を出しますかは、今後の問題であります。その結論が憲法の全面的な改正になりますのか、あるいは一部分の改正になりますのか、その点は、結論を得た上でない、ここではつきり申し上げることは困難ではないかと思つております。

○永岡光治君 そこでこれから……つきつめて考えるということになります。万が一これがかりに設置されて、答申がなされれば、どういふふうにして手続は進められるのでしょうか。

○衆議院議員(山崎肇君) 先ほど申し上げましたように、この憲法の問題は、極めて重要な問題でございますので、私は相当の日子を要するものと考へております。相当の日子を経て、慎重に検討をした上で、結論が出れば、その結論に基づきまして、内閣並びに国会にこれを報告することは、前に申し上げた通りであります。その報告をどう取扱うかといふことは、政府がいろいろ考へましようし、また国会におい

てお考え願うべき問題であらうと考へます。それを今から、こういうふうになるであらうという予想を申し上げることはむづかしいと思ひます。

○永岡光治君 そこで、もちろん憲法の改正といふものについては、国会の三分の二で賛議するということになるわけですが、何か承知するところによれば、政府の方で一応その改正案を国会に提案する、こういう考えがあるやに聞いておるのですが、その考えはあるのですか。

○國務大臣(吉野信次君) そういう考へはございません。まだまだ調査会自体が充足しないのですから、調査会の案を政府がくんで、そして国会に、こういう改正をしたいという提案をするといふように聞いておるが、そんなことはなにかといふのです。

○國務大臣(吉野信次君) それは、調査会の方から報告が参りましたときに、どうするかといふことをきめるだらうと思ひます。今は何もきめておりません。ただ、もしお話の趣旨が、もしかりにそのときに——これは提案するとしたならば、そのときに何でしようか、政府が提案してもいいかどうかといふお話ですか。

○國務大臣(吉野信次君) そのお話をさせていただきます。それならば、この憲法の何条かにありましたね。七十二条ですか、この解釈でございますか、お尋ねの点は、はなはだ失礼ですけれども、

○永岡光治君 七十二条と九十六条の關係です。

○國務大臣(吉野信次君) つまりこの憲法のこの改正の手續には、憲法が規定しておりますのは、その国民の總意で賛議する、そのことだけ書いてあります。すなわちその場合には、国会の両院の三分の二を何したものでなければ賛議はできない。これだけの規定しかないので。

○永岡光治君 そうです。

○國務大臣(吉野信次君) その場合に、この規定の精神を拡張してですね。私から言わすれば、それは拡張し、あるいは精神をくんで、こういう規定があるから、その国会できめる原案の原案を賛議するといふことは、これはやはり議員でなければならぬのだと、こういう説もあり得ると思ひます。しかしまた、何も書いてないので、それから、その場合には、一般の原則によつて、議案といふものを国会に提出するといふ一般の原則に帰つて、政府もまた、その原案の原案を提起してもよろしいといふお説も成り立つわけでありまして、政府は後者の見解をとつております。

○永岡光治君 ああ、そうですか。そうすると、その原案の原案は政府が出し得るという見解をとつておると、こ

○國務大臣(吉野信次君) はい、さうでございます。

○永岡光治君 それは非常に問題があるという意見もあるといふことも、あなたは今承知していると、こ

○國務大臣(吉野信次君) はい、さう言つてみれば疑義があるわけですね。

○永岡光治君 結論は持つていないけれども、考へてみると、こ

なんです。

○衆議院議員(山崎巖君) わが党におきまして、今申し上げますように、今後慎重な検討を加えて参りたいと思っておりますし、また内閣にできますであります。憲法調査会におきまして、この点は慎重な御検討を願ひまして、適当な御結論をいただきますと思っております。

○永岡光治君 結論が出れば、それはどういう取扱いをしますか。

○衆議院議員(山崎巖君) わが党の憲法調査会におきます結論につきましては、内閣にできます憲法調査会にもぜひこの意見を持ち出したいと思っております。

○永岡光治君 それは、自民党はこういう考えであるから検討してくれ、こういう意味で持ち出すわけですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 国会議員三十名の構成の中には、当然自民党からもある程度の委員が出ると思ひます。そういう場合に、委員を通じまして、私どもの方で研究しました点を、内閣にできます憲法調査会へ持ち出しまして、御検討の資料に供したい、こういうふうに考えております。

○永岡光治君 おそらく私もそういうような形式をとりはしないかと思つて、ちょっと聞いてみたわけです。三十名の構成の問題について、自主的にやはり審議されるという点は、やはり党代表について、いろいろと自民党を、たとえば三十名の国会議員の人選に当って選ばれますね、政府が任命するのです。その人は、自分の自由意思でやれと、自主的に物事を検討しろというながら、自民党の代表で出ておるといふことになれば、今あなたがは

しなくも漏らされましたように、自民党はこういうふうな考えであるのだから検討しろ、こういうことになる、自民党の考え方が自然の中に入つてきますよ。これを私はやはりおそれるわけです。しかも三十名の構成について、吉野大臣に一つお伺ひするが、これは三十名の構成になつておりますが、国会議員はどういう比率で分けるのですか。何か勝手にほんばん、ほんばん選んでいくのですか。自民党は何人、衆議院は何名、参議院は何名、こういう分け方をするのである。これは非常に関連があると思うのです。

○国務大臣(吉野信次君) 私まだ具体的にどうだということとは承知しておりませんが、こういう場合に、前例がございまして、こういうふうな各種の委員会で選ぶときの、国会議員をやるべきの……そういう前例を私は踏襲して、内閣の方で公平にやるだろうと思ひます。

○永岡光治君 前例を踏襲することは公平なのでしょか。その理由を言つて下さい。

○国務大臣(吉野信次君) 特別に理由がなければ、これは変えない方が公平だろうと思ひます。変えるには変えるだけの特別な理由がなければ、やはり従来やつてきた慣例というものを尊重することそれ自体が公平だろうと思ひます。

○永岡光治君 それが、従来が公平じゃないという結論がやはり出ておるわけですね。あなたの方の考えでは公平なのだと思ふ。自覚に有利であればこれは公平である、こういう認定をしておるおそれが濃厚であると思ふ。だから、私はこの構成を自野党に分けて与

党がやはり過半数を占めるということ、これは困ると思ふのです。これはほんとうのあり方としては、ちょっと問題ではないかと思ふのですが、これは自主的に判断させるという意味から考えますならば、これこそ半々くらいで考えさせた方がいいのじゃないですか。

○国務大臣(吉野信次君) ですから私が申し上げましたのは、ただ従来の慣例がそうなつておつて、別にそれに不都合も認めない、こう思うのでございまして。それですから、従来の慣例通り多分内閣の方で現実の問題のときにやるだろう、こういうことだけは申し上げておきます。

○永岡光治君 山崎さんの案はどうなんでしょうか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私も吉野国務大臣と同様の考えを持っておりまして。

○永岡光治君 同様ということは、前例を踏襲するという意味ですか。

○衆議院議員(山崎巖君) さようでございまして。

○永岡光治君 それはどういう理由のもとに。

○衆議院議員(山崎巖君) 別に特別な理由はないと思ひます。従来の慣例に従うことが適当であると考えます。

○永岡光治君 そういうやり方は不意なことでは私は困ると思ふのです。基本法を改正するという建前に立つのですから、慎重に考えて、どうしたならば国民全部の意向が反映するような組織にするかというのを考えなければいかぬと思ふのですが、それは考えていますか。

○衆議院議員(山崎巖君) 今日の国会

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

○永岡光治君 それは総選挙はそうたびたびないというけれども、基本法を

ということを申し上げておるわけであります。

○永岡光治君 各種委員会というものはどんなものですか。

○衆議院議員(山崎巖君) それは政府部内に設置せられて、しかもその構成の中に国会議員を加えた調査会というものは、たくさんあると思います。そういう調査会の慣例に従いたい、こういう趣旨であります。

○田畑金光君 一つ提案者にお尋ねいたしますが、提案理由の中に、「この際、新たな国民的立場に立つて現行日本国憲法に全面的検討を加えます」とは、わが国独立の完成のためにも、はたまた再建日本将来の繁栄と国民福祉の向上のためにも、きわめて重要なこと」とあります。この「新たな国民的立場」というのは、どういう立場を意味するものですか。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいままで、あるいは政党におきましては、すでに自由党あるいは改進黨時代に、党としての検討をいたしております。また学界におきましては、それぞれ研究会等を設けて、憲法の再検討の問題について調査研究を進めておられますことも事実であります。しかし、今回の調査会におきましては、国会議員並びに学識経験者を加えて、従来の研究にこだわらず、新たな観点で十分の再検討をいただきたい。こういう趣旨でございます。

○田畑金光君 新たな観点に立つてということならよくわかりますが、新たな国民的立場に立つてという、この国民的立場というところに私は問題がある、こう思うのです。これもあなたのお話のように、単に従来、あるい

は自由党、改進黨において憲法の調査審議を進めてきた、そういうことにかかわりなく、この際新たな観点に立つてやるということになれば国民的な立場という表現を加えるということには妥当でない、こう考えるのです。「国民的立場に立つて現行日本国憲法に全面的検討を加える」ということなると、当然これは現行憲法の中における、あるいは現行憲法との関係において、新たな国民的立場というものが当然ここに想定される、こう考えるわけです。さらに具体的に申し上げますと、要するに今の憲法は国民主権の立場に立つておる。国民主権の立場に立つておるといことは、言葉をかえて言いますと、基本的な人権を尊重し、保障している、この基本的な人権を尊重あるいは保障しておるとい

うのが今の憲法の基本的な精神である。ところが、それを新たな国民的立場に立つて検討するということになつて参りますと、当然これはいわゆる基本的な人権等についても新たな国民的立場に立つて検討を加える、こういうようなことに当然これは発展すると考へるのです。そういうようなことは前提の上に立つて憲法審議を進めようとするのがこの提案理由の説明の私は内容であるとみなすべきだと思ふのだが、そういうような深い、単に新たな観点から、こういうようなことであるといふしなすならば、こういう誤解の起るような表現は取り消されたらどうですか。

○衆議院議員(山崎巖君) たびたび申し上げるようには、現行憲法の三大原則につきましては、私もこれを變更する意は毛頭ございせん。そのみならず、ますますこれを伸張すべきであるという意見であります。新たな国民的立場に立つてと申しますのは、先ほども申し上げたように、従来のいろいろの、あるいは政党なり、あるいは学界なり、あるいは民間におきまする憲法に関する調査研究の結果にこれだわることなく、また国民全体の世論の動向等も十分にこの調査会に反映させまして、そしてつばな憲法の、何といふんですか、結論を得たい、こういう趣旨で国民的立場という言葉を使った次第でございます。

○田畑金光君 今提案者のお話の、近世論に耳を傾ける、それはどういふ具体的な手続と方法によつて世論といふものを聞きなされるかとされるのか、少くともその憲法調査会法案の中には、そういうような手続あるいは慎重な心がまえといふものは何も現われておりませんが、あなたの今お話の中に、広く世論に耳を傾けられる、よく総理にいたしまして、提案者にといたしまして、あるいは吉野担当国務大臣にいたしまして、そういう表現を使われておられるのです。皆さんの世論に慎重に耳を傾けるといふのは、具体的にどういふことを考へておられるのか。

○衆議院議員(山崎巖君) 委員の構成につきましても国会議員のみならず各界の代表者も入つて参るわけでありませう。従いまして、こういう方々が、国会議員はもとより、学識経験者も、世論の動向につきましても、常に慎重な態度をもつて臨まれることと思ひます。なお、この調査会は参議院にすれば、この調査会のそのときどきの

審議の様子は、新聞紙を通じて私はおそらく発表せられることと思ひます。また、これはおそらく隠すべき性質のものではないと思ひます。そういうことになりますると、この調査会のいろいろの論議を通じて、国民の世論といふものは自然この調査会に反映してくるものと私は信じておるわけでありませう。

○田畑金光君 それじゃ伺いますが、私は今の御答弁の中で非常に参考になりました。また私はそうあつてほしいというそういう態度が表明されたと思うのです。それは、私は先ほど申し上げましたように、この憲法調査法に関する限りは、総理やあなた方が従来述べておられるように、世論に耳を傾けるといふ窓口は開かれていないのです。唯一の世論を聞くといふものは、調査会のメンバーの中にどのような公正な人物を皆さん方は吸収し得るか、ただそれだけにかかつておられるわけなんです。ところが、この調査会の構成といふものは、先ほどから論議されておるよう

に、明らかにこれは政府の意向する人方が多数を占めるといふことは明らかであつて、そうなつて参りますと、世論といつても、この公正の面が欠けることは明らかです。ところが今の提案者の御説明によりますると、今後調査会が活動するに際して、いろいろ新聞あるいはその他言論機関等が批判をせし、監視し、いろいろ意見を述べざるであらう、そういうものに広く耳を傾けて参りたい、こういう表現であつたわけですが、私はそのあたりの、新聞やその他の言論機関等のこの国民の声といふものを皆さんは十分に取入れられ、ほんとうにそれができるかどうか、これに私たちは非常に不安を持っております。そこで、具体的に伺ひたいのですが、これは政府の代表の吉野さんにも答へ願ひたいと思ふのですが、今回の小選挙区法案といふものが一番これはいい例だと思ふのです。どの新聞を見ても社説を見ても、あるいは日々の論議を見ても、これは明らかに党利党略である。ね、この小選挙区法案を内容とする公職選挙法の一部改正案、これは廃案すべし、あるいは継続審議に持ち込むべし、これは圧倒的な世論です。これは今の提案者の御説明になつたように、いわゆる広くわれわれが世論に耳を傾けるといふ場合のその世論は、明らかにこの小選挙区法案といふものは廃案すべし、新たな角度に立つて、しかも議会政治を守るからには、両党が納得いくような選挙制度を講ずべし、もしそれができずならぬとするならば継続審議に持ち込むべし、政府も与党も、もう少しすなおに国民の世論に耳を傾けるべし、これが圧倒的な世論であると思ひます。そういう関係も手伝つて知らぬが、幸い衆議院においては強引に本会議において決しようといふその態度を一應議長のおつせいで引込めて、特別委員会に審議を戻した。これは一つ具体的にこの際承ります。政府は世論に敗れた、世論の前に謙虚な態度になつたのだ、従つて、この問題についても、小選挙区の問題についても、今お話のように、政府は世論に耳を傾けて、世論のおもむくがままに寛容な態度で対処する、そういう一つの現れであると解していかうかこの点一つ吉野国務大臣並びに先の答弁に関連して山崎さん、一つ与党の重要な幹部の一人だか

ら、この態度を承つておきたいと思
う。どうですか。

○国務大臣(吉野信次君) お話の点は
あまりなまなましい(なまなましいか
ら大事だ)と呼ぶ者あり)現実の問題
でございまして、これはただ憲法調査
会の法案などでございまして、これは
憲法を改正する場合とかどうかとい
うことはちよつと縁が遠い(えらい縁
があるのです)と呼ぶ者あり)のでご
ざいまして、私が今そういう問題につ
いてどうもお答えするのは適当でない
と思います。

○田畑金光君 それではあなたは先ほ
ど、答弁したのだから、その答弁に関
連してお尋ねしたのでから、一つ隔さ
んでお話下さい。

○衆議院議員(山崎巖君) 私は党の幹
部ではございませぬけれども、小選挙
区の取扱い等につきましても御批判
は、私これについてお答えすることは
差し控えたいと思います。ただ憲法に
関する限りにおきましては、先ほど申
し上げましたように、十分憲法調査
会を通じて世論が反映するよう
に、ぜひ私は進めて参りたいと思え
ます。そういう意味合いにおいて心から
私はお願いしたいと思ひます。こと
は、従来憲法改正に反対の立場にある
方もぜひこの調査会に御参加を願つ
て、そうして広く世論をこの調査会を
通じて憲法問題について反映せしむ
る、こういうことでなければ私は憲法
調査会を設けました意味が非常に薄
くなつてくる、こういうふうにする考
えておるわけでございます。

○田畑金光君 そう逃げられては困る
のです。その点はもう何度も聞きあき
ているほど御答弁を承つております

から、それを承つておるのじゃないの
です。その点については私が先ほど申
し上げた通りであつて、あなたの先ほ
どの答弁の中に、単に憲法調査会と
いう窓口を通しての世論だけでなく、
この調査会が活動すると当然憲法の具
体的な内容に触れてきましよう。それ
は憲法九条の問題にも触れましよう
し、基本的な人権の問題にも触れまし
ようし、あるいは天皇の地位について
の問題にも触れましよう。そうなつてき
ますと、そういう問題についてあるい
は言論機関、新聞等からいろいろな意
見が出てきましようと思ふのですが、あ
なたはその場合、そういう広い世論の動
向というものを十分耳を傾けたい、こ
う言われたのです。これは大事な点だ
と思ひます。

そこで私は身近な例、あるいは吉野
さんはなまなましいとおっしゃるがま
さになまなましいから私はお尋ねして
おるのであつて、この小選挙区法案の
問題等なんかを見た場合に、政府や自
民党というものは、きめたらもう何が
何でもこれを通そうという、世論がど
うあつても馬耳東風、こういう態度で
今まで来た。ところがすでにあらゆる
言論機関があなたの方の行き過ぎに批判
攻撃を加えてきた。そうしたところ
が、あなたの方の内部にも分裂が起きて
きたのかどうかしらぬが相当動揺して
きて、結局衆議院を見ますと特別委員
会に差し戻しになった。これは私は大
きな世論の勝利だと思ひます。いやお
うなしに世論というものに政府や党で
あつても耳を傾けなければならなく
なつてしまつた。こういうようなこと
は今後の憲法の審議等においても、当
然私は政府や党としては謙虚にあなた

方の態度として持すべき態度である
と、こう考えますが、そういうよう
な点についてどう考えますか。これを
私はお尋ねしておるので、問題をばぐ
らかさなで私の質問することに答へ
て下さい。

○衆議院議員(山崎巖君) 憲法再検討
の問題につきましては、先ほど申し上げ
ましたように、私はこの調査会を通じ
て、またはこの調査会の審議の
過程におきまして、いろいろの御意見
もあると存じます。こういうことはお
そらく新聞その他報道機関にも発表さ
れたことと思ひます。そういう調査会
の審議を通じて、世論もおのずか
らこの問題点につきましていろいろの
方向に向つてくると思ひます。そうい
う世論につきましては、謙虚にこれに
従うということが適當である、私ども
としてはそういう方向で考えていき
たい、こういうふうな考えです。

○田畑金光君 吉野さん一つ答弁を。
○国務大臣(吉野信次君) 先ほど申し
上げた点で尽きると思ひますが、とに
かくこの憲法の改正の問題は今のお引
きになりました小選挙区法と違ひまし
て、議院がこれを最終的に決定するん
じゃないんです、国民投票というも
ので国民全般がこれをきめるといふこ
とは言つてもないこととございま
す。それでございまして、世論を無
視して一法案が立ちようがないので
す、これは国民全般がやるのでござ
いますから、それでですからそういう御心
配は私はないと思ひます。

○田畑金光君 先ほど永岡君の質問に
對して、いろいろ憲法第九條について
お答えになつておりましたが、どうも
私は御答弁を聞いて納得がいかないわ

けなんです。自民党のこの調査資料を
拝見いたしましたも、「第一項は『国際
紛争を解決する手段として』の戦争及
び武力の行使等を禁ずるものであり、
自衛のためにする戦争及び武力の行使
等を否定するものでないことは一般の
通説であるのみならず、規定の文面上
も明らかである。』」こう断定されてお
ります。が、一般の通説と言われてお
ります。が、一つどういふ通説、どうい
う憲法学者の説がそのように通説とい
うところまで達しているのか教えてい
ただきたいと思ふのです。提案者
一つ。

○衆議院議員(山崎巖君) この憲法九
條の解釈につきまして、一々の學者の世
論を私ここに記憶いたしておりませ
んけれども、たとへば制定當時にこの問
題についていろいろの御研究になりまし
た、京都の佐々木惣一博士のごときは
全くこの説と同じ説をとつておりま
す。他の學者の一々の説はここに覚え
ておりませんので、改めてまた申し上
げる機会を得たいと思ひます。

○田畑金光君 吉野先生に教えていた
だきたい。

○国務大臣(吉野信次君) 私はなほ
だ何ですけれども、憲法調査会法案の
担当をお手伝いをいたしておりますの
で、憲法そのものについての學者でも
何でもございせんが、ただせつかく
御指名でお話でございましてから私の法
律的常識に基いた見解を申し上げます
れば、自衛権があるかないかといふこ
とはこれは憲法九條からきていふん
じやないんです。私の見解は、これは
独立国家としてこれは当然の権利なん
です。から、ただ問題はその当然の自衛
権の行使といううちに武力行使が入る

か入らぬかということが、これは問題
であらうと思ひます。さきからの問
題は、しかるに九條に書いてあるの
は、どんな場合でも、自衛権の行使の
場合でも戦力を動かしてはいけないと
は書いてない。国際紛争を処理する
という場合だけに限る。だから立論論
としては、いかなる場合にも自衛権でも
何でもその戦闘行為は当然いかぬとい
う立論論はあり得ると思ひます。それ
をもし憲法に規定するならば、そのと
きには不正急迫なる侵害を受けたとき
にはどうするかという、これは国際連
合で、集団保障でその点の制裁があれ
ばこれはできると思ひます。そのとき
にはそういう不法なことをした場合に
は、たれか責める手があれば、これは
今のような立論論も私は成り立つと思
ひます。それでですから、そういうこと
がありましますから、そういういふゆる
無抵抗主義といふものも一つの理論とし
てあるのです。それでですからこの憲法
調査会において、そういう意味の苦情
といふものを明白にするといふ論も私
は出ていいと思ふのです。それからま
た自衛権といふものの行使としてある
程度の戦力を、最小限度のいふゆる兵
力といふものを使つてもいい、それが
不明瞭だから明らかにした方がよろし
い、こういう論も憲法調査会に出てい
いと思ふのです。それだから憲法調査
会においては、いふゆる確かなんか
にこの規定がいかにどうか、今のよう
な無抵抗主義でどんな場合でもどんな
に不法な侵害を受けても、手をこまね
いて自滅を待つ方がよろしいのだとい
う説をとるなら、今の国際連合なり何
なりにおいてそれだけの保障がついて
いるか、ついていないか、これは御承

知の通り、あまり口はばつたことを申しては何ですが、私の承知している限りでは、ドイツのあの組織法を作るのにも問題になった、ところがドイツの立法者は、国際連合に独立国としてそういう場合にどうしてくれるかという規定がない限りは、その戦争放棄はできませんと、こう言うてあれはあった。こういうふうには私は当時外務の何かで、これはそうオーソリテイトなものではございません、雑誌が新聞かどうか知りませんが、私の読んだ中にある、はなはだ口はばつたことを申し上げておそれ入りますけれども、ただ重ねて申しますと、私は憲法の別に専門家でも何でもございせんですから、憲法、法律担当の専門の政府委員がここにおられますから、私の申し上げたことで間違いがあるか、あるいは補足する必要があるか、別に御訂正願いたいと思います。

○田畑金光君 法律あるいは憲法専門の先ほどの次長の説はよくお聞きいたしまして、ようよう混乱に入ってきたわけですね。(笑)それで吉野担当大臣は憲法担当にきまつたというので、大いに憲法学者等も数冊買込んで御勉強なされたというのを新聞でも聞きましたので、私は相当これは權威のある御答弁を承われるものだと思つてお尋ねしたわけですが、先ほどのそれはそれとして、山崎さんの御答弁を承わりますと、これはそうしますと、憲法第九條第一項をそのように解釈するというのは、佐々木博士の論だけを引いておられますが、承わりますと、私たちが議んだ限りにおいては、佐々木博士は少数説だと思つてゐるので、さういふ佐々木博士の考え方をさ

らに徹底されたのが清瀬理論だと承わつてゐるのです。さう少数説の代表的なものを一般通説と、さう書かれたのでは、これは国民を惑わすものではないものであつたらうか。それで承わりますが、あなたの方の第九條の解釈を聞いておきますと、単に何です、第九條については「国際紛争を解決する手段としては、この言葉にあなた方は重点を置かれて、国際紛争を解決する手段としての戦争と、国際紛争を解決する手段としての戦争以外の戦争があり得る、さういふあなた方は二様の立場に立つて御答弁をしておられるのですよ、あなたの先ほどの御答弁を承わつておきますと、そんなばかげたこととは、これは少数説の憲法學説にわれわれはすぎないと見ておるのです。さらに私はあなたの方のお説を聞いておりますと、日本国憲法の前文というものを全然見ておらぬやうありませんか。

この前文の中には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と明確にうたはれておるのです。これは「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」というのは、侵略戦争であらうと自衛戦争であらうと、あなた政府の行為によつて、あなたがたがきつて言う、一国と一国の話し合いがつかぬやつ、それはどちらの側に責任があるかというところは、これは別個の判断に待たなければならぬ、とにかくさういふ事実関係から戦争が起きてきた、これは今までの歴史です。今までのあらゆる戦争の経験です。さういふことを見たと、戦争の惨禍が起ることをないやうに、明確にこれはわれわれは決意しておるのです。

さらにまたその次に参りますと、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」ここに決意がありまふ、決意が。さうしてさらにここにわれわれは、国民は恒久な平和を一つ戦い取らうじやないかという、新しい理想を持つてわれわれはそれに努力しようじやないかという決意を表明せられておられます。この前文をあなた方はどう見ておるのか。

さらにまたこの前文の最後に、はつきりうたつておるじやありませんか。「日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」私たちのこの平和主義というものは、従来のあるいは憲法概念や従来の平和と戦争とのさういふような概念からは、割り出し得るものではない、新しい立場に立つて憲法を定めた、新しい決意を持つて平和主義を戦い取らうという決意を明確にうたつてゐるのがこの前文です。さういふやうなことを考へて、さらにもう一つ私は提案者にもよく考へてもらいたいのだが、この第二章をよく見て下さい。第二章は戦争の放棄ということをはつきりうたつてゐるじやありませんか、戦争放棄というところを、さらに第九條の第一項をあなたの方のやうな解釈をとるといたしまして、第二項に明確に「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」さうして戦争を放棄する、戦力を持たない。さらに前文、これを讀んでみた場合です、讀んでみた場合、この第九條の内容をどう

う解釈するかというところは、大きな、これは重要な問題だと、さう思うのです。その場合に第一項の解釈にいたしましても、私たちは「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、この国際平和をいかに達成するか」というところに第一項の内容の重点はあるところ、さう思うのです。その立場に立つて考えたときに、あなたの方の先ほどからの解釈を聞いておきますと、国際紛争を解決する手段としての戦争、また自衛のための戦争、さういふ二つの戦争というものがあつて、さういふ前提の上に立つて、さうして後者の場合は、すなわち自衛のための戦争、これは第九條は前提として考へてゐないのだ、さういふやうな憲法解釈をとつておられるのです、ここに根本的な食い違いが出ておるのです。それを改めようといつても、あなた方は少数説を取つて、いやさうだ、政府の解釈はさうだと、さういわれておるので、これはおそろしく食い違いが出てくるでしょう。さういふやうに私は第九條を解釈するの、憲法の前文、あるいはこの憲法を守つていこうとする国民の決意、さういふ点をあなた方はまるっきり無視をされておる、どうでしょう、提案者に私は伺いたい。(威儀を正して答弁)と呼ぶ者あり)

○衆議院議員(山崎肇君) 憲法前文並びに憲法第二章九條の精神が平和主義に徹する、さういふたゞの御意見につきましては、私も全然同意感であります。ただ独立国家として自衛権があるというところは、これは何人も異論のないところであらうと思つてゐます。ただ自衛権に伴う自衛力を持ち得るかどううか、その自衛力は憲法九條第二項の

戦力の禁止の規定に違反しやしないか、ここが議論の分れるところであらうと思つてゐます。私もとしましては、たゞたびたび申し上げますように、自衛権がある以上は自衛力の行使ができるという建前をとつておるものでありまして、それが何ら憲法九條第二項にも反しないし、また前文の精神にも反するものでない、さういふ解釈をとつておるわけでありまふ。

なお学者の諸説につきましては、今高辻次長から御説明があると思つてからお聞き取りを願ひたいと思つてゐます。

○田畑金光君 もうわかりました。あなたの御説明よくわかりました、お聞きしなくても。ところが今お聞きしましたも、さういふ山崎さんの御説明は、もう少し素直にこの文章を讀んでいただければ、おのずから氷解すると思つてゐます。あなたの方のおっしゃることは詭弁だし、無理に現実の事態といふものをいかに憲法を曲げて解釈することによつてつじつまを合はすか、さういふ立場に立つておられるから、さういふ解釈になつてくるのです。(その通り、その通り)と呼ぶ者あり)これを幾ら追及してもあなた方は曲げないでしょう。だから私は具体的に御尋ねいたしますが、自衛隊がすでに二十一万五千名になるわけですね、今度の自衛隊法あるいは防衛庁設置法の一部改正によつて二十一万五千名になるわけですね。さらに御承知のように昭和三十五年には陸上兵力十八万、あるいは海上兵力十二万四千ト、海上航空部隊が百八十機、あるいは航空兵力が千三百機、さういふまあ一つの計画を立てて年度々々でだんだん、だんだんふやし

ていつておられるのです。すでにことして十六万の陸上制服自衛官ができた、昭和三十一年には十七万、昭和三十三年には十八万、こういう自衛力ができることはもう明らかです。これはいわゆる皆さん方がこれを防衛六カ年計画と、こう呼ばれておる。それでこの防衛六カ年計画は、現行憲法の第九條のもとにおいて無理なくできると解釈をとおられるかどうか、これを一つ皆さん方の、政府の見解もあわせて吉野さんに承わっておきたいと思います。吉野さんからまず一つ。

○国務大臣(吉野信次君) よけいなことではないと思ふのです。

○田畑金光君 いや、私は自衛戦争を聞いているのじゃない。私の今聞いたことについてお答え下さればいいのですよ。その問題を何もあなたの方で……、○国務大臣(吉野信次君) それでは、これは戦争じゃないので、戦争といえは国際法上に一定の概念があるので、そうじゃないのです。九条のは戦争じゃない。独立国家たるものは自衛権というものがあつて、自衛権は行使する。そこで自衛権というものを行使するためにどれだけの兵力が要るか、こういうことです。その兵力が要るといふことは、これは自衛権というものの性質からいって、抽象的にいへば、最小限度の必要にとどめるのですから、そこで最小限度の必要というもののうちにおいて、私は今政府で考へておる計画は入ると思うのです。しかしながら、最小限度というのはだれがそれなり最後にきめるかといへば、これはいろいろの手続きもございましょう。国防会議ができればそれもありましょう。これは結局国民の代表である国会で定めるのですから、最終の見解というものは、それがきまるまでの現在においては、私は九条の自衛権の行使のために必要最小限度のものが、すなわち今日防衛庁で持つておる防衛計画だと、こう考へております。これは私の見解でございます。

○田畑金光君 そうしますと、吉野さんは、いわゆる防衛六カ年計画というものは、これは現行憲法のもとにおいても、最小限に必要な自衛力の裏付として現行憲法のもとにおいて許されるものだという解釈に立つておられるわけですね。

○国務大臣(吉野信次君) さうでございます。そうでなければ、国際紛争のためにこれは戦力は持てないのですから、規定上許されるものは自衛戦争じゃないのです、自衛権の行使だ。それに必要な最小限度のものの範囲外に出ることは、これは理論上あり得ないというふうな私の見解でございます。

○田畑金光君 そうですか。それでは提案者の方はどうお考えになつておられますか。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま吉野国務大臣の御答弁の通りでございます。

○田畑金光君 そういふ工合になつて参りますと、これは初めて政府の方からはつきりした見解を承りました。が、今まで総理大臣に承わつてもなかなか要領を得ない答弁ではつきりしなかつたわけですが、防衛六カ年計画の達成も現行憲法第九條のもとにおいて許される。こうなつて参りますと、ではかりにあなたの方の考え方を前提として論議を進めた場合に、今度は第九條

を改めて、さうして、最小限度の自衛軍隊が持つてゐる規定をした場合、その場合この最小限度の軍備というふうなものはどういうふうな程度のものかを考慮しておられるわけですか。

○国務大臣(吉野信次君) それでは、先ほども申し上げました通り、結局は、最終的にはこれは国会がきめるべきものだと思います。兵力量も、これは私はよく存じませんけれども、多分法律で定まつてゐるだらうと思ひます。その他の予算の關係もございまして、政府は自衛権の行使に必要な最小の兵力はこれこれだといふ見解を持つて、それに法案を立ててこれを国会に出しまして、国会がそれは最小限度以上じゃないかと言へば、これは割るわけですね。ですから最終の決定は、これは国会がきめる、さういふ建て前だと私は承知しております。

○永岡光治君 関連質問。吉野大臣ちよつとお伺ひしたいのですが、戦争というのは国際紛争だけが戦争であつて、自衛の戦争じゃない、というものは、戦争というのは武力を打ち合はすのが、戦争じゃないのですか。これは海軍外務大臣が海外派兵といふのは海外に兵を派するのが海外派兵だと、さういふえらひ珍答弁をしたことがあつたわけですが、あなた、一体戦争といふのは二国間が打ち合うことが戦争ではないのですか。

○国務大臣(吉野信次君) 私はさつき申し上げました通り法律の専門家でもございませぬし、違つておれば何ですけれども、ただ私の法律常識から申せば、戦争といふものは、これは国際法上の一つの概念があるのですから、お話のように自衛権の行使は、これは別な概念であります。ただお話の点は

戦争行為が両方に共通にあるのじゃないかといふことであらば、これはあります。しかしこれは戦争行為であつて、互いに殺傷し合うといふことであつて、それが直ちに国際法上の戦争といふものじゃないと私は思ひます。

○永岡光治君 自衛のために戦つても、これは国際法上の戦争の法規は受けないのですか。

○国務大臣(吉野信次君) 私は国際法上の戦争といふものじゃないと思ひます。それであるから、この二項にも交戦権といふようなものは、これはない、こう規定してゐる。

○永岡光治君 戦争は二国間で打ち合うことではないですか。二国の国民同士が打ち合う、鉄砲の弾や刀で切り合ふのは、これは戦争じゃないのですか。

○国務大臣(吉野信次君) 私の申し上げるのは、戦争と言へば、国際法上の一定の概念がこれはあるのです。そこで戦争といふものは、どういふ場合には、たとえば交戦権の内容にいたしまして、つまり敵の戦力を粉砕する、敵をして城下の誓いをなさしめる、あるいは中立国の船舶を拿捕する、いろいろさういふ意味の国際法上の交戦権といふものはございすけれども、それがことごとく全部自衛権の行使のうちにくいかいかなかといふことは、これは私は問題だらうと思ひます。

○永岡光治君 それじゃ私は具体的に聞きますが、大東亜戦争は戦争と呼んでゐるのですか。あれは国際法上の何を受けますか。あれはアメリカとしてあるいは中国にしても、これは自衛のためでしょうね。中国は自衛ですよ、

日本が攻めて行つたんだから……。あれは戦争じゃないのですか。

○国務大臣(吉野信次君) それは戦争は当然でしょう。宣戦を布告してゐるのですから……。これと自衛権の行使とは別問題です。

○千葉信君 吉野さんにお尋ねします。が、今あなたは宣戦の布告の答弁をされましたが、その国際法に基づく侵略の定義、何を侵略といふか、何を戦争といふか、その問題について侵略の定義に關する条約の中で第二條ですね。開戦の宣言がなくても、右の國の陸軍、海軍又は航空機による他の一國の領域、船舶又は航空機の攻撃。これは侵略です。よ、おかしいじゃないですか、あなたの答弁は、いくらあなた法律を知らなかつたつて、大臣としてそんな答弁はない。

○国務大臣(吉野信次君) 私も詳しいことは何ですが、それは侵略に關することの条約でありますから、解釈でありまして、それが直ちに戦争かどうかといふことは私は別問題だらうと思ふ。

○千葉信君 これはここに明白なる条文があるから私は引用した。それが侵略であり、その侵略に對抗する措置といふのは、これは戦争じゃないのですか、開戦の宣言がなくても……。

○国務大臣(吉野信次君) これは用語の使い方が非常にむづかしいのですけれども、戦争行為であることは事実です。しかしそれが直ちに国際法上のちゃんと、国際法には戦争といふものは実はいろいろ定義がありましよう。それが直ちに沿うものであるかどうかといふことは、私はにわかには言えないと

いと思います。

○政府委員(高辻正巳君) この自衛力は国際法上の軍隊であるかというような趣旨のお言葉がございましたが、国際法の観点から物事を見るのと、それから国内法としての憲法の観点からものを見るのと、国内法の解釈をする場合に、国際法がどうであるかということもむろん意味があることではございますが、主としてその国内法である憲法の解釈として先ほど来のお話があるわけでございますが、かりに自衛力というのは国際法上の軍隊であるかという御質問であるとしたしますならば、(吉田法曹君「抽象的な自衛力じゃありませんよ」と述べ) 国際法上軍隊というのは一体何を基準としてものを言うかということからまず論じていかないとならないわけでありまして、それには国際法上軍隊というのは、一応公然武器を携帯するとか、何か証票を携帯しているとか、四つか五つかの要件がきまつております。従つてその要件から見まして、果して国際法上の軍隊と見るべきかどうかということを考えていかなければならぬと思いますが、わが憲法上、自衛のための実力といひますか、そういうものを持てるかどうかというところに、法律論としては、国内法上の憲法論としてはそこに帰着することにならうと思ひますので、先ほど来御質問もございました点から考えまして、まずわれわれと申しますか、私が日本国憲法の前文を無視してはいないうふうなお話でございますことでもありますので、それにも触れて一つお答えしたいと思います。日本国憲法はむろん仰せの通り前文で先ほどお話がありましたようなことがございます

が、そのところで実は重要なことは、われわれの安全と生存を保持するといふことがまさに根底に、憲法の最も重要な視していることであることは間違いないことではございます。それからまたそれは前文にもございますし、それから憲法の十三条を見ましても国民の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については」といふふうな表現もござります。従つて九条の解釈といたしまして、むろん国際紛争を武力で解決するようなことをするべきではない、してはならないという平和主義の根本原則というものはここに歴然と表われておるわけでありまして、しかしそれにもかかわらず、他方から何か現実の侵害があつた場合にそれをどうするかというところは憲法がこれを否認しておらない、その場合の自衛といふものは、これはきわめて厳密に解すべきであつて、いわゆる個人の關係にそれを引き直して見れば、まさに正当防衛の見地に立つべき範圍に限定されるべきである、正当防衛をどこまでやつてもよろしいというわけではなくて、それには過剰防衛というふうな論もありまして、そういうものはむろん違法であると解されるわけでありまして、国の自衛といふものもむろんそのような意味において厳密に解すべきである、そういうふうな自衛を行う権利、これは憲法九条は別に否認をしておらない、そのために必要な行動の限界あるいは力の限界、そういうものを厳守する必要があるけれども、それを厳正に厳守できるものであれば、それは現行憲法上差しかねないではないか。昔のようには、何といひますか、議會がこの軍統帥権のいわゆる独立というふうな

のに対して何らの発言ができなかつた時代であらばいざ知らず、国権の最高機關としての國會が、先ほど吉野大臣からお話がありましたように、その武力の規模についてはこれが國會がいかにようにでもそれを制し御でき、しかもその行動についての経費の面からする予算等も、国権の最高機關である國會が十分にコントロールできるといふこの憲法の建前のもとでござりますから、むろん先ほど来申し上げておる自衛の限界といふこともきわめて重要な問題ではあります、その限界であれば實力を保持する、自衛力を持つ、こういうわけでありまして。

○吉田法曹君 これは関連です、私はあまり発言をしたくないのです。ところが、そういう法制局から政治的答弁をするものじゃないですよ。(田畑光君「政治的な答弁だよ、答弁になつていないよ」と述べ) その憲法の前文とそれから九条との質疑は、先ほど田畑君がやつていた。それから今の最後のところは、國會でこれはチェックをするから、そこでとにかく過剰防衛とか、それから憲法に違反するやうな戦争といふものはなからう、あるいは戦闘行為はなからう、こういうふうなお話ですけれども、それはそういう議論をするものじゃない。今しておるのは、吉野大臣の答弁から起つて質問をしてきた。前の方の、今の最後のあなたの答弁の点からいふと、憲法の解釈についても國會に解釈権はあるけれども、政府の考えはこうだ、政府についても一応行政府として憲法の解釈をすべきではございませんからというので今までやつてきた。今度は政府がどう考えるかといふことは言わない

で、國會の判断があるだろうと、逃げられる。それを私は今ここで言おうとは思はない。これは人の質問ですか。……しかしそういう答弁の仕方は不謹慎ですよ、あるいは政治的だ。そこで先ほど来吉野大臣に田畑君が質問してきて、九条なりあるいは前文との關係、そこにあるいは食い違ひになりながら、あと日本の国で宣戰布告をしなれば戦争とは言わぬ、これは大東亞戦争に關連してでありますけれども、そういう話があり、そして自衛権であるかどうかという問題も、それは日本で法律できめた、そういう解釈を日本の政府がきめた。そういうことで自衛権の限界といふものがある、自衛力の限界といふものがある、こういうお話だつたから、戦争、戦争、あるいは軍隊であるかどうか、こういう問題が、それでは実際にそういうものが国際的な活動をする場合に、国際的には国際法ではそれじゃどう考えられるか、こういうことを御質問申し上げた。それだけの答弁を願へばいいのです、今あなたは、公然兵器を携帯すること云々、その他四、五項目あるやうだ、こういうお話だが、それは私が読み上げるまでもないが、「戦争ノ法規及權利義務ハ軍ニ適用スルノミナラス左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵ニモ亦之ヲ適用ス」一 部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト二 違方ヨリ認識シ得ヘシ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト 三 公然兵器ヲ携帯スルコト 四 其ノ動作ニ付戰爭ノ法規例ヲ遵守スルコト 民兵又ハ義勇兵団ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ在リテハ之ヲ軍ノ名稱ニ包含ス」と書いてありますが、その辺

の知識といふか、あるいは技術的な解釈だけをあなたに問うておる。政治的な答弁です。しかもとにかくこう言へば、その辺はいかげかにして、政治的な、吉野さんなり山崎さんが言われるやうな逃げ答弁をされることは、これはあなたの任務じゃない。私は失礼だけれども、そんなふうには思ふ。ですからそういうふうにはっきり御答弁願ひたいと思ふが、日本の法律ではどうなつておる、日本の政府がこれは軍隊ではないこれは自衛力だ、こう考えて、そして自衛権の行使として今の自衛隊なら自衛隊をとつたら、それならばこういう国際法規は適用なくて、これは自衛力でございます、あるいはこれは自衛権の行使であつて戦争ではない、国際法上の戦争ではない、あるいは交戦者でない、こういう工合に言われるか、そうじゃなくて国内法上にはとにかくとして、国際法上にはそれが戦闘なりあるいは「陸戰ノ法規例に關スル規則」が適用されるか、その点だけを答弁願ひたい。

○政府委員(高辻正巳君) 先ほどいいますか、前からの私の答弁に対してその後いろいろな御意見が出ておりますために、たまつたものを一べんに申し上げて、不謹慎のそしりを受けましたことをはなはだ申しわけないと思つております。今の点だけについて申し上げます。先ほど少し触れたところで、先ほどお読み上げになりましたやうに軍隊のビル、証票とも申すべきものを掲げられております。それから見ますれば日本の自衛隊と申しますか、そういう自衛力というものが、果して国際法の舞台に立つた場合に何と見る

かという場合には、これは義勇兵と見るのもどうもびつたりいきませんでしょうし、民兵と見るのもびつたりといきませんでしょう。とすればこれは国際法上は軍隊として取り扱われるということは、これはそうなるかと思ひます。(それでいい)と呼ぶ者あり)なおついでに申し上げますが、この軍隊の国内法上の定義と申しますか、軍隊とは何をいうかという国内法上の定義はございません。従つて自衛隊というものをも国内法上軍隊と見るかどうかということは、また別個の問題でございしますが、国際法上の舞台から申せば、先ほど申し上げた通りで差しつかえないと思ひます。

○田畑金光君　まあ今の政府委員の最後の答弁で、国際法上軍隊として認むべきものである、これでいいんでしよう。あなたの先ほどの答弁を聞いてみると、まことにどうも憲法論じゃないのです。自衛力を、自衛権をだれも否

また自衛権には当然自衛力というものがあることも否定していない。ただ憲法九条にいう自衛力は、具体的にしからばどうかという点をわれわれは追及しているのです。もう少し私は良心的に、特に憲法や法律の解釈を公正に客観的に解釈するのがあなた方の任務であるとするなら、もう少し私は良心的な立場でやっていたきたいと、こう思うんです。まあこれだけの要望を申し上げまして、吉野さんにお尋ねしますが、あなたの先ほどの答弁によりまして、第九条のもとにおいて防衛六カ年計画も達成できる。それは要するに最小限度の自衛力というものは憲法第九条が否定していない、国会がその具体

的最小限度については決定するからして、国会の意思いかんによつてきまるのだ、こういうような御答弁がありました。それが、それじやさらにそれを發展しますと、国会が意思決定をするなら、このいわゆる最小限度の自衛力あるいは最小限度の部隊、戦力の保持、これは常にこう弾力性があるものとなつてくるわけです。じゃ最小限度の兵力とは何か、こうなつてくると、あるいは國際情勢もありましようし、經濟の情勢もありましようし、さらにはまた今日の科学兵器というものが一つの基準になつて参りましよう。まあそういうようないろんな最小限度の兵力というものゝの決定には要素があります。が、そういう最小限度のものは何かということとは国会の意思のみによつてきめ得るのか、現行憲法のもとには何らのそれじや一つの制約というものがないのか、ワクはないのかどうか、この点はどうでましようか。

○國務大臣(吉野信次君) これは自衛権、自衛のためというこれは大きいワケが憲法にあるのです。国際紛争を解決する手段としてはいけないのですから、だからそれは政府が責任をもつてきめるでしょう。きめるが、最終的にはこれは兵力量の問題は法律できめるのでありますし、予算の問題は予算の形でいきますから、これは最終的には国民の代表たる国会がこれをきめる、こういうことを申し上げたのであります。

○田畑金光君 そうしますと、あなたの説を承わっておりますと、要するにこういうわけですね。警察予備隊から保安隊、あるいは自衛隊に発展してきたこの間、いろいろ憲法との関係で問

題になつてきたわけなんです。鳩山総
理自身すらあの警察予備隊当時におい
てこれは憲法違反だ、こういうような
解釈をとっていた。ところが国会につ
いて法律ができたじゃないか、予算が
通つたじゃないか、国民の多数意思の
表現である国会の議決があつた以上
は、自分は今までの憲法解釈を改めさ
るを得なくなつた。すなわち自衛隊法
なりあるいは防衛庁設置法、こういう
ものができたから憲法解釈を改めたの
だ。すなわち国会の意思がそこに意思
決定があつたから自分の考え方も変つ
たんだ、こういうようなお話をなさい
ましたが、ちょうど同じことなんで
す。あなたの今のお考え方は……。

○閣務大臣(吉野信次君) 総理はどう
いう工合にどういうことをおっしゃつ
たか、私はつまびらかにいたしません
。私の見解は先ほど申し上げた通り
です。

○田畑金光君 だから言葉をかえて申

しますと、国会が決定するならばです。国会が決定するならば、それは憲法の第九条の兵力問題に関し、戦力問題に関する限り、国会が最小限度の必要兵力だ、こう決定する限り、憲法第九条との何ら矛盾を感じないのだ、こういうように解釈してよろしいですね。

○国務大臣(吉野信次君) 国会といえども憲法に違つた決定はできないと思ふんです。憲法で認めているのは、自衛のためのことしか認めていない。それでですからこの大きい憲法の制約のもとにおいてのみ国会はこれは議決する。それをこえていかに国会といえどもこの憲法に違反して膨大な軍隊を置くなどということは私は想像はでき

ない。

○田畑金光君　私の言うのは、あなたの方の先ほど来の御論議の通り、これは最小限度自衛のために必要だ、こう国会が認定するのなら、それは憲法第九条に反しないのかどうか、これをお尋ねしているんですよ。すなおにお答えになつたらいいでしょう。

○國務大臣（吉野信次君）　先ほどから申し上げている通り、私の申し上げたのは、現在の自衛力は、現在の自衛隊です。自衛力はここに書いてある最小限度のものと認めるかどうかということから、その通りでございまして、こう申し上げたんです。しかもそのことは究極においては国会というものにおいてこれは制約するというのを申し上げたんです。その後半のことに私は別に大した意味はない。

○田畑金光君　だからね。言葉を返せば、国会が今の日本の現状においては、これは最小限度自衛のために必要だ、

こういう認定をした場合には、憲法第九条の建前からいって矛盾はない、こういうような解釈でよろしいか、あなたと同じことを言っているだけにすぎないんです。

○国務大臣(吉野信次君) それならそれでよろしい。それなら、私聞き方が悪かったかも知れませんが、国会がぎめれば、自衛権というものの、憲法の規定を無視してどんなに自衛権だというても、国会がオムニポテントで、万能でやられると、こう聞いたものですから、これは誤解でしたらそれでよろしいのでございます。

○田畑金光君 そうしますと、そういう考え方に立つなら国会できめるといふのは、予算の議決か、あるいは法律

の審議を通じ、法律の決定だと、こう思うんです。そうなって参りますと、私は法律というものによって、法律の制定によって憲法第九条の解釈というものには左右される。ね、法律がきまると、法律が決定されると、憲法第九条に違反せぬ、こういうことになってきますと、そこに出てくる問題は、法律というものが憲法の上に立つ、こういうことになってきやうと思うんです。この点はどう調整されるか。

○国務大臣(吉野信次君) それはそうでは言っていない。憲法の規定の方がこれは大事なんだ、憲法に制約があるんですから、この制約の範囲内において国会がきめるのだということを申し上げたのです。憲法の規定を無視して、国会といえども自衛隊をこえた程度のものをやるということは、これは絶対にできない。

○田畑金光君 かりにこういうことが出てきやうと思うんです。あなたの

話のような考え方でいきますと、最小限の自衛力は何かという問題になってきやうと思ふんです。そうでしょう、最小限度の自衛力は何か、最小限度の自衛隊はどの程度かという問題になってきやうと思ふんです。それは当然皆様方のお答えは、経済力とかあるいは国際情勢とか、あるいは兵器の発達、いろいろな要素が出てきやうと思ふんです。いろいろな要素が出てきやうと思ふのです。そこでこの要素というものが変ることによつて、当然この自衛力の最小限度の線というものも變つていくことになるわけですね。そういうようなことが出てくるわけですね。そうでしょう。そうなることが想像される

のです。今はなるほど自衛隊というものは募集できるかしらん。募集でたくさん自衛隊が集まってくる。集まってくる原因は何かというところ、これはまた別の論議ですが、ところがもし三十万の軍隊を作りたい、募集しても集まってきたら、こうなってきたら、最小限度の兵隊を集めるために何らかの方法を講じなくちゃならん。それは今の志願兵制度でいい、義勇兵によっても満ちない、こうなってきたら、どういう方法をとるかというところ、どうしようと思つて、結局そこは徴兵という問題が出てくるわけだ。それは徴兵法というものになつてしまふ。法律を制定するということになつてしまふ。こういうようなことが出てきた場合です、これはどういふことになるのか、あなたは今後の憲法を改正するならば、国防に協力する義務、これをうたおすといふのです。この国防に協力する義務といふものは何かといふと、あるいはあなたの方志願兵制度だ、こういふかもしれないけれども、しかし、いやくも憲法にうたつた以上、國民は当然その祖國を防衛する義務があるのだ、その祖國を防衛するといふのは憲法以前の問題だ、民族が独立をする、民族が自立をする場合には、国防に協力する義務は憲法以前の問題である、こうなつて参りますが、ちやうどあなたの方憲法第九條がありながら自衛隊、自衛権、こういうようなことは憲法以前の問題であるといふ考え方からして、九條をどうも拡張解釈すると同じやうに、国防に協力する義務といふものを憲法にうたつてくると、当然そのと

き予想されることは、憲法以前の問題じゃないか、こういう考え方から徴兵という問題等が起きてきよう、これは必然のコースだ、こう思ふのです。でその以前においても現在の志願兵制度によつて最小限の兵力が募集できん、たとへば二十万も集まらない。現に吉田内閣のときの木村防衛庁長官の国会での答弁を見ますと、たとへば二十万までは志願兵制度でいけるけれども、あの当時十八万でしたか、とにかくそれ以上志願によつてはむずかしい、こういう答弁をなされてはむずかしい、なんです。あの当時の國民の氣持においては、あるいはあの当時の客觀的な情勢においては、そのような見通しが妥当だったと思ふ。ところが最近意外に兵隊に應ずる青年がふえてきた。これは結局貧乏政策のゆゑにです、食えないで集まってくるのです。再び戦争といふようなことがあつてごらんない。これは私はほんとにあなたの方でどれだけ郷土や祖國を守る最後の関頭まで決意し得るかといふことは、私は非常な疑問だと思ふ。これは要するに長い間のデフレ政策による失業問題や貧乏政策の結果だ、こう思ふのです。そういうふうな考へてみたときに、これは法律によつても徴兵といふやうな問題等はできるのだといふ解釈にあなたの方は立つておられると思ふのですが、この点はどうですか。

○國務大臣(吉野信次郎) これは私が申し上げるのもどうかと思ひますが、私はそういうことは考へておりませんが、今お話のように自衛力といふものが、無限でないでしょうけれども、何百万もなければ自衛力の範圍が保てないのだといふやうな場合には、これは國際平和といふものの現在の仕組みが前提として考へてしまふのです。私はそういうことは考へたくない。日一日と私は國際平和といふものにだんだんに向つて進んでゐるのだ、こういうふうな考へておつて、むしろ兵力の量も、國際平和といふものの前進によつて減りこそすれ、それが無限に、無限と言つては言葉が悪いけれども、お話のようなふうにとつて、むしろなことは、私は考へておりませんから、だから今の御仮定での御質疑に對しては私はとやかく申し上げたくないと思ひます。

○田畑金光君 あなた非常に重要な御答弁をなさつたと思ふのだが、そのやうに國際的な情勢の認識をされてゐるのなら、何を好んで兵力の増大といふものを意圖し、結果において必然的に招く憲法改正を考へておられるのか。あなたの言ふやうに今の國際的な動きが平和の方向に推進して、むしろ兵力の縮小に進むべし、これはわれわれの考へ方、われわれの國際情勢の判斷なんだ。そういう見通しに立つならば、現行憲法第九條といふものを、先ほど來質問がありましたやうになぜ改正する金で持たれるのか、こういう問題にめぐつてくると、こう思ふのです。ことにこれは第九條の成立の歴史を考へたときに、永岡君も強く言われてゐるのだが、とにかく第一次世界大戰後再び戦争するまいと國際連盟ができた。あるいは一九二八年の國際條約ができた。もう戦争はやめよう、ところがそういうやうな不戰條約ができたにもかかわらず、第二次世界大戰が起きるものではないか、そこで國際連合といふの一番大きな指導的な役割を演じて、完全な無條件降伏を日本がやつた。そういう反省の中からこの憲法ができて、第九條ができた。こういう歴史的な経緯をたどつてきたときに、この経緯をたどつてきたときに、憲法第九條の解釈といふものにあなたの方のやうな勝手な解釈をとるといふことは、歴史的な事実、あるいは憲法の成立、これを認めても私は許されないと考へるわけです。第九條が平和主義といわれる憲法の骨髄であり、基本であるといひます。それなら、しかもまた吉野さんのやうなそういう國際情勢の認識といふものを持たれるならば、それこそ私は先ほど申し上げたやうに、憲法の前文にはつきりうたつてゐるやうに、あるいは第九條が予定してゐるやうに、そういう國際的な情勢を作り上げる決意を國民に示したものが憲法の前文であり、憲法第九條の内容だと、こう考へるのです。この点は山崎さんはどうお考へになりますか。

○衆議院議員(山崎肇君) 憲法の前文なりあるいは第九條の精神につきましては、ただいまの田畑さんのお説は大いに傾聴すべき点があると思ひます。ただ、たびたび繰り返すやうなことになるべきけれども、憲法第九條は自衛権並びに自衛権に伴う自衛力の強化を禁止してゐないといふのが私どもの解釈であり、またこの解釈につきましては相當の賛成もあるわけであり、また憲法改正を私どもがこの九條について考へておられるのは、今の自衛隊の前身、すなわち警察予備隊の設置以來、保安隊の設置の場合にも、また自衛隊の増強のたびごとに憲法九條違反じゃないかといふ議論が国会内におきましても、また學界においてもあるわけであり、また、こういう点もこの改正の場合には十分検討の価値ある問題じゃないかといふ点で問題点として掲げてゐるわけであり、なお、國土防衛の義務といふやうなことも、われわれの憲法研究の段階でいろいろ研究いたしております。むしろまだ結論は得ておりません。しかし國土防衛の義務は徴兵義務を意味するものではないのでありまして、徴兵制度をとらないといふことは、わが自由民主黨におきましてはすでに立憲の政策にも明らかにしてゐる点でありますから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 勸議。きようはこれのくらいで委員会は散会したいと思ひます。

○委員長(青木一男君) この程度で散会することに御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

四月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、内政省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案

内政省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案

(鐵道敷設法の一部改正)

第一条 鐵道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のやうに改正する。

第六條第一項第三号中「建設事務次官」を「内政事務次官」に改正する。

める。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第四百四十六條第八項及び第九項、第四百四十六條の二、第四百四十六條の三並びに第二百六十一條を除く。)中「内閣総理大臣」及び「自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

第二百四十六條の三中「内閣総理大臣は、第二百四十五條の第三

項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣総理大臣にあつては前条第一項の規定による権限の行使のため、内政大臣にあつては第二百四十五條の

第三項の規定による権限の行使のため、」に、「自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

第二百六十一條第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添

えてその旨を内政大臣に通知し、内政大臣は、その通知を受けた日から」に改め、同条第四項中「その結果を」の下に「内政大臣に報告し、内政大臣は、直ちにその旨を」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第三条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「内政大臣」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理委員会」に、「自治庁」を「内政省」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「総理府」を「内政省」に改める。

第三条第二項中「第五号、第七号又は第八号」を「第五号又は第七号」に、「造幣局長、材野庁長官又は自治庁長官」を「造幣局長又は林野庁長官」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「内閣総理大臣を通じ自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

第二十七條第三項及び第四項、第二十八條第二項及び第三項並びに第三十二條中「自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第六条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中

宮内省	公正取引委員会
逓信省	国家公安委員会
文部省	土地調整委員会
厚生省	首都圏整備委員会
農林省	
建設省	
逓信省	
文部省	
厚生省	
農林省	
建設省	
逓信省	
文部省	
厚生省	
農林省	
建設省	

総理府 公正取引委員会
土地調整委員会

宮内省 公正取引委員会
逓信省 国家公安委員会
文部省 土地調整委員会
厚生省 首都圏整備委員会
農林省
建設省

内政省 中央選挙管理委員会
首都圏整備委員会

に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第七条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

第九条第二項中「総理府令」を「内政省令」に改める。

第十二條第一項各号列記以外の部分中「自治庁長官」を「内政大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「内政省令」に改める。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙の場合にあつては中央選挙管理会)」を「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」に改め、同条第二

項中「総理府令」を「内政省令」に改める。

第十七條中「自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

第十九條各号列記以外の部分中「中央選挙管理会又は」を削る。

第二十條第一項中「自治庁長官、中央選挙管理会」を「内政大臣」に、「総理府令」を「内政省令」に改め、同条第二項中「自治庁長官及び中央選挙管理会」を「内政大臣及び中央選挙管理委員会」に改める。

第二十一條第一項中「自治庁長官、中央選挙管理会」を「内政大臣」に改め、同条第二項中「自治庁長官又は中央選挙管理会」を「内政大臣又は中央選挙管理委員会」に、「総理府令」を「内政省令」に改める。

第三十條中「自治庁長官」を「内政大臣」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第三十一條中「中央選挙管理会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

(国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第八条 国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中

館支部自治庁図書館 自治庁

を削り、 国立国会図書館支部

建設省図書館 建設省

立国会図書館支部内政省図書館

内政省

(行政機関職員定員法の一部改正)

第九条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中

本府 一、八五二人

本府 一、八五二人

本府 一、八五二人

本府 一、八五二人

本府 一、八五二人

本府 一、八五二人

本府 一、八五二人

八人」に改め、同表中「建設

省 本 省 九、九〇八人

を
内政省
計
本省
中央選挙
首都圏整備

管理委員会
備委員会
一〇、二二五人
二二八人
一〇、二二七人

に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十条 総理府設置法(昭和二十四
年法律第百二十七号)の一部を次
のように改正する。

第十条中「南方連絡事務局」を
削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条第一項の表中選挙制度
調査会、衆議院議員選挙区審査
会、特殊土地より地帯対策審議
会、離島振興対策審議会及び奄美
群島復興審議会の項を削る。

第十七条中「首都圏整備委員会」
及び「自治庁」を削る。

第十八条の表中首都圏整備委員
会及び自治庁の項を削る。

(測量法の一部改正)

第十一条 測量法(昭和二十四年法
律第百八十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

本則(第四条を除く)中「建設
大臣」を「内政大臣」に、「建設省
令」を「内政省令」に改める。

第四条中「建設省地理調査所
(以下「地理調査所」という。))を
「地理調査所」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法
律の一部改正)

第十二条 特別職の職員の給与に関
する法律(昭和二十四年法律第二
百五十二号)の一部を次のように
改正する。

第一条第十九号中「中央選挙管
理会」を「中央選挙管理委員会」
に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十三条 公職選挙法(昭和二十五
年法律第百号)の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第五条の二(中央選挙
管理会)」を「第五条の三(中央選
挙管理委員会)」に改める。

本則(第五条の二第十六項、第
十三条の三、第三十四条第四項及
び第五項、第七十五条第三項、第
七十七条第一項、第七十八条、第
八十三条第二項、第八十四条、第
八十六条第八項、第百条第二項、
第百一条、第百三条第二項及び第
四項、第百五条から第百八条ま
で、第百十條第一項及び第二項、
第百十一条、第百十三条第一項及
び第三項、第百三十一條第四項、
第百四十一條第二項、第百四十一
条の二第二項、第百四十四條第二
項、第百六十四條の五第二項、第

百六十四條の八第二項、第百七十
二條、第百八十条第三項、第百八
十九條第一項、第百九十二條第一
項、第百九十五條第二項、第百九
十六條、第百九十七條の二第二
項、第百九十七條の二第二
項、第百九十七條の二第二
項を除く。))中「内閣総理大臣」
又は「自治庁長官」を「内政
大臣」に、「総理府令」を「内政
省令」に、「総理府」又は「自治
庁」を「内政省」に、「中央選挙
管理会」を「中央選挙管理委員会」
に改める。

第五条の二第十六項中「中央選
挙管理会」を「中央選挙管理委員
会」に、「自治庁選挙部」を「内政
省選挙局」に改める。

第五条の二の次に次の一条を加
える。

(中央選挙管理委員会規則)

第五条の三 中央選挙管理委員会
は、法律又はこれに基く政令の
定めるところにより、その権限
に属する事務を執行するための
手続その他の事項について、中
央選挙管理委員会規則を制定す
ることが出来る。

第十三条の三 規定による改
定案の提出があつたときは、その
案を「規定によつて提出のあつ
た改定案」に改める。

第三十四条第四項及び第五項、
第七十五条第三項、第七十七條第
一項並びに第七十八條中「参議院
全国選出議員の選挙については中
央選挙管理会」を削る。

第八十三條第二項中「選挙会に
関するものについては中央選挙
管理会、」を削る。

第八十四條中「選挙会に關して
は中央選挙管理会」を削る。

第八十六條第八項、第百条第二
項、第百一条、第百三条第二項及
び第四項並びに第百五条から第百
七条まで中「参議院全国選出議
員の選挙については中央選挙管理
会」を削る。

第百八條第一項各号列記以外の
部分中「参議院全国選出議員の選
挙については中央選挙管理会」を
削り、同項第一号中「内閣総理大
臣」を「内政大臣」に改め、同条
第二項中「内閣総理大臣」を「内
政大臣」に改め、「当選人の住所及
び氏名を」の下に「内閣総理大臣
に報告し、内閣総理大臣は、直ち
にこれを」加える。

第百十條第一項及び第二項中
「参議院全国選出議員の選挙に
ついては中央選挙管理会」を削
る。

第百十一條第一項第一号中「日
から五日以内に、内閣総理大臣か
ら」を「とき直ちに内閣総理大臣
は内政大臣に通知し、その通知を
受けた日から五日以内に、内政大
臣から」に改め、同項第二号中
「日から五日以内に、内閣総理大
臣から」を「とき直ちに内閣総理
大臣は内政大臣に通知し、その通
知を受けたとき直ちに内政大臣か
ら」に改め、同条第二項中「又は
中央選挙管理会」を削る。

第百十三條第一項及び第三項、
第百三十一條第四項、第百四十一
條第二項並びに第百四十一條の二
第二項中「参議院全国選出議員の
選挙については中央選挙管理会」

を削る。

第百四十四條第二項中「参議院
全国選出議員の選挙については中
央選挙管理会」を削り、「中央選挙
管理会」を「中央選挙管理委員会」
に改める。

第百六十四條の五第二項、第百
六十四條の八第二項、第百七十二
條、第百八十条第三項、第百八十
九條第一項、第百九十二條第一
項、第百九十五條第二項、第百九
十六條及び第百九十七條の二第
一項中「参議院全国選出議員の選
挙については中央選挙管理会」を削
る。

第百二十四條及び第百二十八條第
一項中「衆議院議員及び参議院(地
方選出)議員の選挙にあつては当
該都道府県の選挙管理委員会の委
員長を、参議院(全国選出)議員
の選挙にあつては中央選挙管理
会」を「当該選挙に関する事務を
管理する選挙管理委員会」に改め
る。

(国土総合開発法の一部改正)

第十四條 国土総合開発法(昭和二
十五年法律第百五号)の一部を
次のように改正する。

第二条第六項中「内閣総理大臣」
を「内政大臣」に改める。

第四条第一項から第三項まで中
「内閣総理大臣」を「内閣総理大
臣の所管に係る事項については内
閣総理大臣、内政大臣の所管に係
る事項については内政大臣」に改
める。

第七條の二第二項中「建設大臣
を通じて、」を削り、「内閣総理大
臣」を「内政大臣」に改め、同条

を削る。

第百四十四條第二項中「参議院
全国選出議員の選挙については中
央選挙管理会」を削り、「中央選挙
管理会」を「中央選挙管理委員会」
に改める。

第百六十四條の五第二項、第百
六十四條の八第二項、第百七十二
條、第百八十条第三項、第百八十
九條第一項、第百九十二條第一
項、第百九十五條第二項、第百九
十六條及び第百九十七條の二第
一項中「参議院全国選出議員の選
挙については中央選挙管理会」を削
る。

第百二十四條及び第百二十八條第
一項中「衆議院議員及び参議院(地
方選出)議員の選挙にあつては当
該都道府県の選挙管理委員会の委
員長を、参議院(全国選出)議員
の選挙にあつては中央選挙管理
会」を「当該選挙に関する事務を
管理する選挙管理委員会」に改め
る。

(国土総合開発法の一部改正)

第十四條 国土総合開発法(昭和二
十五年法律第百五号)の一部を
次のように改正する。

第二条第六項中「内閣総理大臣」
を「内政大臣」に改める。

第四条第一項から第三項まで中
「内閣総理大臣」を「内閣総理大
臣の所管に係る事項については内
閣総理大臣、内政大臣の所管に係
る事項については内政大臣」に改
める。

第七條の二第二項中「建設大臣
を通じて、」を削り、「内閣総理大
臣」を「内政大臣」に改め、同条

を削る。

第百四十四條第二項中「参議院
全国選出議員の選挙については中
央選挙管理会」を削り、「中央選挙
管理会」を「中央選挙管理委員会」
に改める。

第百六十四條の五第二項、第百
六十四條の八第二項、第百七十二
條、第百八十条第三項、第百八十
九條第一項、第百九十二條第一
項、第百九十五條第二項、第百九
十六條及び第百九十七條の二第
一項中「参議院全国選出議員の選
挙については中央選挙管理会」を削
る。

第百二十四條及び第百二十八條第
一項中「衆議院議員及び参議院(地
方選出)議員の選挙にあつては当
該都道府県の選挙管理委員会の委
員長を、参議院(全国選出)議員
の選挙にあつては中央選挙管理
会」を「当該選挙に関する事務を
管理する選挙管理委員会」に改め
る。

(国土総合開発法の一部改正)

第十四條 国土総合開発法(昭和二
十五年法律第百五号)の一部を
次のように改正する。

第三項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改め、同条第四項中「経済企画庁長官」を「内政大臣」に改める。

第八条第四項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。

第十条第一項中「経済企画庁長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣総理大臣は」を「特に必要があると認められる場合においては、内政大臣は」に改め、同条第二項中「前項の規定による要請をしようとする場合においては、経済企画庁長官は、関係行政機関の長と協議し、建設大臣は」を「前項の規定による指定をしようとする場合においては、内政大臣は、関係各行政機関の長と協議するとともに」に改める。

第十条の二及び第十一条の二中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。

第十一条の四第一項中「経済企画庁長官は」を「経済企画庁長官は全国総合開発計画及び特定地域総合開発計画に関し、内政大臣は都府県総合開発計画及び地方総合開発計画に関し、それぞれに改め、同条第二項中「経済企画庁長官」の下に「又は内政大臣」を加える。

第十二条中「経済企画庁長官」を「内政大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

5 内政大臣は、前二項の規定により調整を行うとする場合において、その調整が特定地域総合

開発計画に係るものであるときは、あらかじめ経済企画庁長官と協議しなければならない。

第十三条の三「経済企画庁長官は、総合開発計画の実施について」を「経済企画庁長官は全国総合開発計画及び特定地域総合開発計画の実施について、内政大臣は都府県総合開発計画及び地方総合開発計画の実施について、それぞれ」に改める。

第十四条中「北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会」を「北海道開発庁長官若しくは首都圏整備委員会又は内政大臣」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、首都圏整備計画と都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画との調整は、内政大臣が首都圏整備委員会及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

第十四条の次に次の一項を加える。

(内政大臣と経済企画庁長官との連絡協調)

第十四条の二 この法律の実施に当つては、内政大臣と経済企画庁長官は、特に連絡協調を緊密にしなければならない。

(港湾法の一部改正)

第十五条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。

（旧軍港市転換法の一部改正）

第十六条 旧軍港市転換法（昭和二十

十五年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号を次のように改める。

二 内政事務次官

第六条第三項第五号中「建設省」を「内政省」に改める。

第七条第一項中「建設大臣」を「内政大臣」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第十七条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十九条（見出しを含む）中「自治庁」を「内政大臣」に改める。

(積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部改正)

第十八条 積雪寒冷地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下第十一号まで一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「建設事務次官」を「内政事務次官」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十三条第二項中「第十四号から第十八号まで」を「第十三号から第十七号まで」に改める。

(国土調査法の一部改正)

第十九条 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「総理府令」を「内政省令」に改める。

第四条第二項中「内閣総理大臣の承認を得て」を「内政大臣と協議して」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣に届け出なければならない」を「内政大臣に送付しなければならない」に改める。

第五条第五項中「内閣総理大臣の承認を得なければならない」を「内政大臣と協議しなければならない」に改める。

第六条第四項並びに第九条第二号及び第四号中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「承認を協議」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「内政大臣」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改め、同条第三項中「それぞれ内閣総理大臣又は主務大臣の承認を得なければならない」を「主務大臣にあつては内政大臣と協議し、都道府県知事にあつては主務大臣の承認を得なければならない」に改め、同条第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改め、同条第六項中「内閣総理大臣の承認を得なければならない」を「内政大臣と協議しなければならない」に改める。

第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条の見出し及び同条第一項並びに第二十三条第一項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第二十号 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第六条第二項を除く）中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省令」を「内政省令」に改める。

第六条第二項中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）第十条」を「内政省設置法（昭和三十一年法律第三十九号）」に改める。

(税理士法の一部改正)

第二十一条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「自治庁」を「内政省」に改める。

(特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)

第二十二号 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。

閣議理大臣」を「内政大臣」に改め、同表海岸の項中「内閣總理大臣が主務大臣と協議して」を、内政大臣の所管に係るものにあつては内政大臣が、内政大臣以外の主務大臣の所管に係るものにあつては内政大臣が、当該主務大臣と協議して」に改め、同表都市計画の項中「内閣總理大臣が主務大臣と協議して」を「内政大臣が」に改め、同表空港の項中「内閣總理大臣」を「内政大臣」に改める。

別表第二土地改良、林業施設文教施設及び保健、衛生及び社会福祉施設の項中「内閣總理大臣」を「内政大臣」に改め、同表土地区画整理の項中「内閣總理大臣が主務大臣と協議して」を「内政大臣が」に改める。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第三十六条 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「内政大臣」に、「總理府令」を「内政省令」に改め、附則第二十項中「自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

(日本住宅公同法の一部改正)

第三十七条 日本住宅公同法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第六十一条を除く)中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省令」を「内政省令」に改める。

臣等」を「大藏大臣」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「建設大臣」を「内政大臣」に改め、同項第四号中「建設省令」を「内政省令」に改め、同条第二項を削る。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項及び第二十四項中「總理府令」を「内政省令」に改める。

(愛知用水公同法の一部改正)

第三十九条 愛知用水公同法(昭和三十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「建設大臣、自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

第二十三条第二項中「通商産業大臣、建設大臣又は自治庁長官」を「通商産業大臣又は内政大臣」に改め、同条第三項中「建設大臣」を「内政大臣」に改める。

第四十五条第一項中「建設大臣」を「内政大臣」に改める。

第十六条第一項中「自治庁」を「内政省」に改め、同条第二項中「自治庁長官」を「内政大臣」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「内閣總理大臣」を「内政大臣」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 内政事務次官

(日本道路公同法の一部改正)

第四十一条 日本道路公同法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省令」を「内政省令」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第四十二条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省令」を「内政省令」に改める。

附則第三条第二項中「建設大臣」を「内政大臣」に改める。

省
昭和三十一年五月三十一日
昭和三十一年六月三十日
昭和三十一年七月三十一日
昭和三十一年九月三十日

二四六
八八八
を「内政省本省」

昭和三十一年七月三十一日
昭和三十一年九月三十日

二一人
一人に改める。

(首都圏整備法の一部改正)

第四十四条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「總理府」を「内政省」に改める。

第六条第一項中「内務大臣」を「内政大臣」に改める。

第八条、第十条第二項及び第十二条第一項第二号中「内閣總理大臣」を「内政大臣」に改める。

の一部分を次のように改正する。

第十二条第一項第四号を次のように改める。

四 内政省の本省の所掌事務のうち、内政省設置法(昭和三十一年法律第 号)第十四条第十号及び第十七号、第十五条第一号、第五号及び第六号、第十六条第二号から第四号まで及び第十一号、第七号第二号、第四号及び第八号、第十八条第二号、第三号、第七号、第九号、第十号、第十二号から第二十号まで、第二十四号及び第二十五号、第十九条第三号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十五号、第二十一号及び第二十二号、第二十条第二号から第四号まで、第六号及び第七号、第三十三条第一項各号並びに第三十四条第一項各号に掲げる事務。ただし、内政省設置法第十五条第一号に掲げる事務については国土計画及び地方計画の調査に関する事務、第十六条第三号及び第四号に掲げる事務については都市計画事業の実施並びにその指導及び助成に関する事務、同条第十一号に掲げる事務については都市災害復旧事業の指導及び助成に関する事務、第十七条第四号に掲げる事務については公営住宅及び共同施設の建設及び補修の指導及び助成に関する事務、第十八条第七号、第九号、第十号、第十三号、第十五号及び第十七号に掲げる事

務、第十八条第七号、第九号、第十号、第十三号、第十五号及び第十七号に掲げる事

務については河川（水流及び水面（港湾内の水面を除く。）を含む。）、砂防、海岸及び道路に関する事業の実施並びにこれらの指導及び助成に関する事務、同条第十九号に掲げる事務については地すべり防止事業の指導及び助成に関する事務、同条第二十号に掲げる事務については洪水予報及び水防警報の実施に関する事務、第十九条第三号に掲げる事務については道路の行政又は技術に関する勧告、助言又は援助に関する事務、同条第十五号に掲げる事務については道路交通確保五箇年計画に基いて実施する事業の助成に関する事務並びに第二十条第三号に掲げる事務については第四十一条第二号に掲げる事務に限る。

附則第二項中「第四十条」と、同条同項第四号中「第十一号の二から第十三号まで」とあるのは「第十二号、第十三号」と、同条第十一号の二に掲げる事務については海岸保全施設に関する事業の実施及び助成に関する事務、同条第十二号に掲げる事務については「同条第十二号に掲げる事務については」とあるのは「同条第十二号に掲げる事務については」と読み替えるものとする。」「第四十条」と読み替えるものとする。に改める。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第四十七条 地方自治法の一部を改正

正する法律（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「内閣総理大臣」を「内政大臣」に改める。
（当せん金附証票法等の一部改正）
第四十八条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「内政大臣」に改める。

一 当せん金附証票法（昭和二十三年法律第四十四号）
二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）
六 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
七 森林開発公同法（昭和三十一年法律第八十五号）
（資金運用部資金法等の一部改正）
第四十九条 次に掲げる法律の規定中「自治庁次長」を「内政事務次官」に改める。

一 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）
二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三百三十五号）
三 渾田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）
（行政書士法等の一部改正）
第五十条 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「内政省令」に改

める。
一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）
三 入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二二号）
四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）
（地方交付税法等の一部改正）
第五十一条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「内政大臣」に、「総理府令」を「内政省令」に改める。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）
二 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）
三 地方道路譲与税法（昭和三十一年法律第百三十三号）
（地方税法等の一部改正）
第五十二条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「内政大臣」に、「総理府令」を「内政省令」に、「自治庁職員」を「内政省職員」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）

（都市計画法等の一部改正）
第五十三条 次に掲げる法律の規定中「建設大臣」を「内政大臣」に改める。
一 都市計画法（大正八年法律第三十六号）
二 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）
三 広島平和記念都市建設法（昭和二十四年法律第二百九十九号）
四 長崎国際文化都市建設法（昭和二十四年法律第二百二十号）
五 別府国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百一十一号）
六 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）
七 熱海国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百三十三号）
八 横浜国際港都建設法（昭和二十五年法律第二百四十八号）
九 神戸国際港都建設法（昭和二十五年法律第二百四十九号）
十 奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）
十一 京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）
十二 松江国際文化観光都市建設法（昭和二十六年法律第七号）
十三 芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和二十六年法律第八号）
十四 松山国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十六年法律第十七号）

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）
十六 軽井沢国際観光文化観光都市建設法（昭和二十六年法律第二百五十三号）
十七 道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）
十八 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）
十九 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）
二十 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十七号）
二十一 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）
二十二 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）
二十三 海岸法（昭和三十一年法律第百号）
二十四 工業用水法（昭和三十一年法律第百一十号）
（地代家賃統制令等の一部改正）
第五十四条 次に掲げる法律及び勅令の規定中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省令」を「内政省令」に改める。

一 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）
二 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）
三 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第四十七条 地方自治法の一部を改正

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第四十七条 地方自治法の一部を改正

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第四十七条 地方自治法の一部を改正

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第四十七条 地方自治法の一部を改正

- 四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
 - 五 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）
 - 六 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）
 - 七 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）
 - 八 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）
 - 九 北海道防犯住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）
 - 十 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）
 - 十一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）
- （官公庁施設の建設等に関する法律等の一部改正）
- 第五十五条 次に掲げる法律の規定中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省」を「内政省」に改める。
- 一 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）
 - 二 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）
- （建設業法等の一部改正）
- 第五十六条 次に掲げる法律の規定中「建設大臣」を「内政大臣」に、「建設省」を「内政省」に、「建設省令」を「内政省令」に、「建設省」を「内政省」に改める。
- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）
 - 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
 - 三 建築七法（昭和二十五年法律第二百二号）
 - 四 道路法（昭和二十七年法律第

百八十号）

（他の法令の謄録）

第五十七条 前五十六条に掲げる法律及び勅令を除くほか、他の法令中「自治庁長官」とあり、又は「建設大臣」とあるのは「内政大臣」と、「自治庁次長」とあり、又は「建設事務次官」とあるのは「内政事務次官」と、「建設省令」とあるのは「内政省令」と、「自治庁」とあり、又は「建設省」とあるのは「内政省」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、内政省設置法（昭和三十一年法律第 号。附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第二条中地方自治法第二百四十六条の三に係る改正規定及び第四十七条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日から、第四十六条中北海道開発庁設置法第十二条第一項第四号の改正規定に係る内政省設置法第十八条第十号に係る部分及び第五十三条中海岸法に係る部分は海岸法の施行の日から、第五十四条中都市公園法に係る部分は同法の施行の日から施行する。
- 2 （従前の処分等の経過措置）
この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法令の規定により内閣総理大臣、自治庁長官又は建設大臣の許可、認可その他これらに準ずる処分を受けている者は、この法律による改正後のそれぞれの法令の相当規定に

基いて、内政大臣の許可、認可その他これらに準ずる処分を受けた者とみなす。この場合において、当該処分が期間がつけられているときは、当該期間は、この法律による改正前のそれぞれの法令の規定により当該処分が行われた日から起算するものとする。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法令の規定により内閣総理大臣、自治庁長官又は建設大臣にしている許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法令の相当規定に基いて、内政大臣にした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。